

とくしま

こどもまんなか

大作戦



徳島県こども計画



令和7年3月
令和8年3月改訂
徳島県

皆が互いに助け合える
社会

子供の意見をきいてほしい
です。

いじめを徹底的に無く
してほしいです。

交通機関をもっと増やして
ほしい。

遊べる場所をもっと増やして
ほしい

ネットがなくても
楽しめる環境。
スポーツが楽しめる場所を
つくりたい。

一人一人がやりたいことを
やれて、思ったことを言える
社会になった方がいいと思う。

皆が安心して幸せ
に暮らせる社会

中学生でも趣味のことが
なれば、何ができるん
です。

学校と休むと言ったときに
きげんを悪くしないで
理由を聞いてほしいです。



こどもたちからの

「まわりのおとなや社会全体に伝えたい」、「こんな社会になったらいいな」など、

外国の人が来たいと思ってく
れるような魅力を持った社会

みんなが優しく関わ合える社会

徳島が「さうに賑わい
が生まれるような社会
になってほしい。

大人になったら、
私は徳島出身だよと
ほれるくらい魅力であふれる
町にしたいです。

こどもができるだけ
不安を抱えずに
過ぎせる社会にしたい

子どもの意見を真向から全て
否定しない方がいいです。

子ども中心に考えてほしい。

困った時に支えてくれる
社会。

誰もがくらしやすい社会

皆が健康な
社会にしたい
よ。

子ども、特に小学校高学年〜
高校生は大人が思っている程
子どもではないし、それぞれ自分
なりに考えているということを感じ
てほしい。

環境のせいで自分の夢
ややりたいことを制
限する人が少なくな
る社会にしたい。

もっと遊べるような場所を
つくりたい

外見だけで
人を差別しない
社会にしたい。

自由に結婚や出産が
安全にできるような
社会にしたい。

「甘やかす」「甲斐ない」「子どもに
という偏見がある人が多く、無意味
な言葉では表すことも差別を
しているんじゃないかと思う。
今の感覚を捨ててほしい。

有名人が来イベントができる
ような場所がほしいな
と思います。

自動で家事をしてくれる
ロボットが普及したら
うれしいです。

メッセージ



「徳島県こども計画」の策定にあたって、こどもたちからのメッセージです。

もっと自習室や、遊べる
場所があれば、うれしい
です。

これからの社会は今の私たち
が、71歳の71歳まで暮らして
いく社会、通いやすい環境を
つくりたい、ほしいと思います。

「子どもはなんでも」「おのいことだけ」
「大人にまかそうね」
と大人中心の社会ではなく、
人々の権利を大切に（子どものいけん）
してほしい。

学校と家以外の
居場所がほしい。

みんなが
お腹空かない
社会がいいな、と
思います。

大人や社会へ
子どもだから、と何もできない
わけではありません！
私たちが子どもの意見も取り
取り入れてください！！

子どもと大人が深く関わる
あんまり境目ない社会

全ての人が
生きやすい社会に
なしてほしい。

環境や貧しさで困っている
子どもへの支援をしてあげられ
るような社会にしたい。

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び役割	1
3 計画の期間	2
4 計画が対象とするこどもの範囲	2
第2章 こどもを取り巻く現状と課題	3
第3章 計画の基本的考え方	17
1 計画の基本理念	17
2 計画の基本目標	17
3 計画の施策体系	20
第4章 こども施策の推進	21
1 基本目標・施策の方向	21
基本目標1 こどもの権利を大切にします	21
施策の方向(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等.....	21
施策の方向(2) こどもの意見表明・社会参画の促進	23
施策の方向(3) こどもの権利擁護、個性の尊重	25
基本目標2 こどもの健やかな育ちを支えます	27
施策の方向(1) 誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり	27
施策の方向(2) いじめ防止、不登校のこどもへの支援	31
施策の方向(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援	33
基本目標3 困難な環境にあるこどもを支援します	35
施策の方向(1) こどもの貧困の解消に向けた対策	35
施策の方向(2) ヤングケアラーへの支援	37
施策の方向(3) 夢や希望を諦めないための高等教育等の修学支援.....	39

基本目標4 社会的養育を推進します	41
施策の方向(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化	41
施策の方向(2) こども家庭支援体制の強化	43
施策の方向(3) 社会的養護が必要なこどもへの支援	45
基本目標5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくれます	47
施策の方向(1) 若者のライフデザイン実現への支援	47
施策の方向(2) 妊娠・出産に関する支援	49
施策の方向(3) 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援	51
基本目標6 子育て支援を充実します	54
施策の方向(1) 子育て家庭の負担の軽減	54
施策の方向(2) 共働き・共育ての推進	56
施策の方向(3) ひとり親家庭への支援	58
2 施策の総合的推進体制の整備	60
3 KPI(重要業績評価指標)一覧	61
4 ライフステージ別の主な取組	63
5 こどもの意見聴取結果	65
参考資料	72
1 用語解説	73
2 徳島県こども計画 策定経過	79
3 とくしまこども未来会議 委員名簿	80

第1章 計画の概要

第1章の計画の概要では、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間、計画が対象とするこどもの範囲を示しています。

1 計画策定の趣旨

こどもは、とくしまの未来を担う大切な存在です。

本県では、これまでこども施策関連の6つの計画（①第2期徳島はぐくみプラン、②とくしま青少年プラン2022、③第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画、④徳島こども未来応援プラン、⑤徳島県ひとり親家庭等自立促進計画、⑥成育医療計画（こども関係））に基づいて、こども施策を推進してきました。

現在、本県のこどもを取り巻く社会状況は、未婚化・晩婚化・晩産化等に伴い少子化が進行し、出生数が過去最少となっていること、共働き世帯の増加やヤングケアラー等、家庭環境が著しく変化していること、いじめの認知件数や不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が過去最多となっていること等、こどもをめぐる問題はより深刻さを増しており、その対応は、重要かつ喫緊の課題となっています。

全国的にも同様の課題を抱えており、令和5年4月1日には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同年12月には、国の「こども大綱」が策定されました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本県では、こども大綱を踏まえて、本県で暮らすすべてのこどもが、将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会の実現を目指し、こどもも子育て当事者も、過度な使命感や負担を抱くことなく子育ての喜びを実感できるよう、こども施策関連の6つの計画を統合した新たな「徳島県こども計画」を策定します。

2 計画の性格及び役割

(1) この計画は、下記のこども施策に関する計画を一体的に策定するものです。

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
- 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づくひとり親家庭等自立促進計画
- 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえた成育医療計画
- 都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく都道府県社会的養育推進計画

(2) この計画は、下記の県計画と連携して施策を推進します。

- 徳島新未来創生総合計画
- 徳島県地域防災計画
- とくしま新未来DX推進プラン
- 徳島県男女共同参画基本計画
- “未来へつながる”とくしま地域福祉プラン（徳島県地域福祉支援計画）
- いのちを守る自殺対策総合計画（徳島県自殺対策基本計画）
- 徳島県保健医療計画
- 徳島県障がい者施策基本計画（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）
- 徳島県食育推進計画
- 徳島県教育振興計画

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画が対象とするこどもの範囲

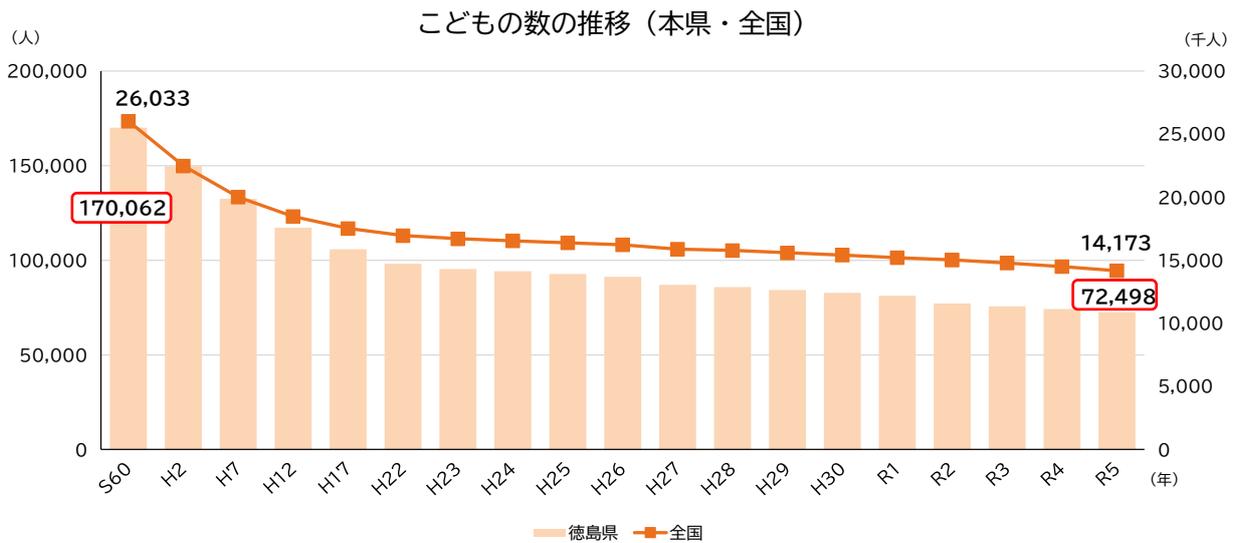
この計画が対象とする「こども」は、「心身の発達過程にある者」としています。18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心や身体の成長段階にある人を対象としています。こどもに関する施策の実施にあたっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとします。

第2章 こどもを取り巻く現状と課題

第2章のこどもを取り巻く現状と課題では、こどもに影響を及ぼすと考えられる社会環境の変化について示しています。

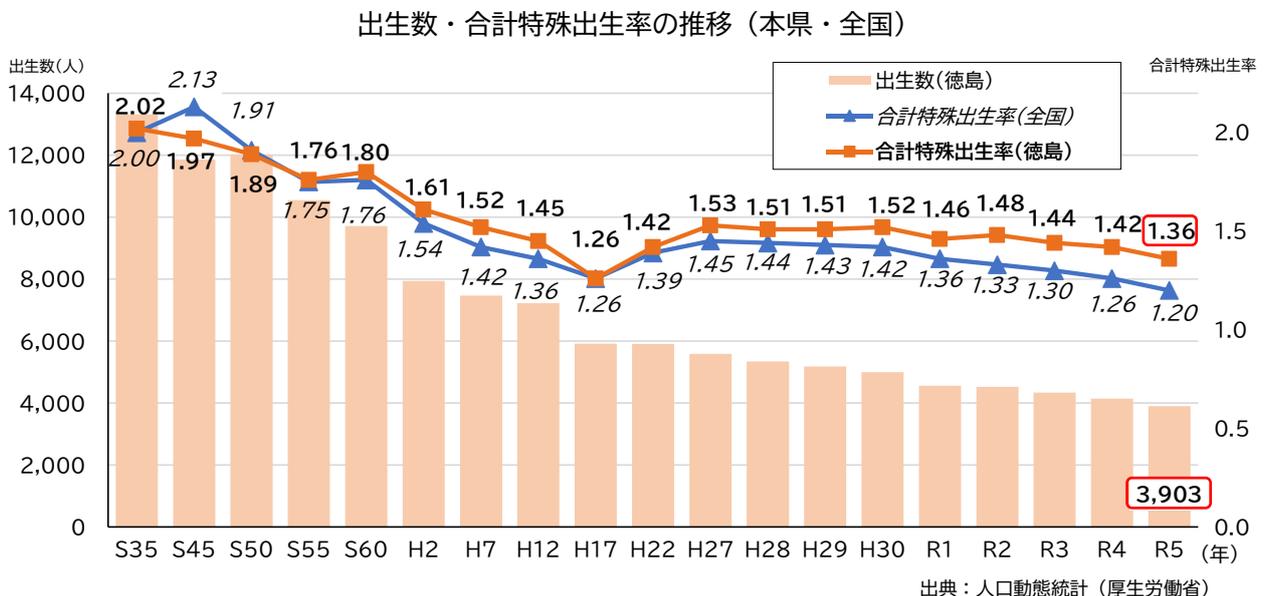
【1】 こどもの数の減少

本県の年少人口（15歳未満のこどもの数）は、2023（令和5）年に72,498人で、全国の傾向と同じく減少を続け、1985（昭和60）年の170,062人から半数以下に減少しています。



【2】 出生数と合計特殊出生率の低下

本県の2023（令和5）年の出生数は3,903人と、第2次ベビーブームが到来した1975（昭和50）年の12,020人と比較して4割以下まで低下しています。また、合計特殊出生率は、過去最低であった2005（平成17）年以降は上昇に転じ、2018（平成30）年には1.52まで回復したものの、近年は再び全国平均と同様に低下しています。

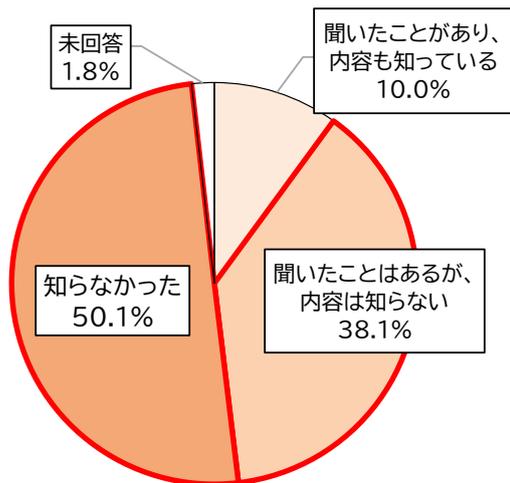


【3】こどもの意見表明

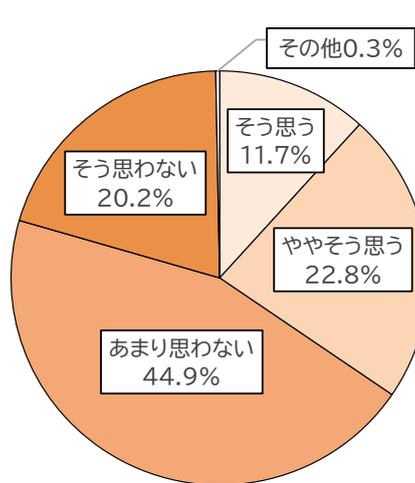
本県が実施したアンケート結果によると、「こどもが意見を表明する権利」については、「知らなかった」「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計は88.2%となっています。

また、「徳島県のまちづくりや、こどもに関する取組について意見を伝えたいか」については、「そう思う」「ややそう思う」の合計は34.5%であり、その理由は「伝えたい、聞いてほしいことがあるから」が最も高くなっている一方、「そう思わない」「あまり思わない」が65.1%を占めており、理由は「どのように意見を伝えれば良いか分からないから」が最も高くなっています。

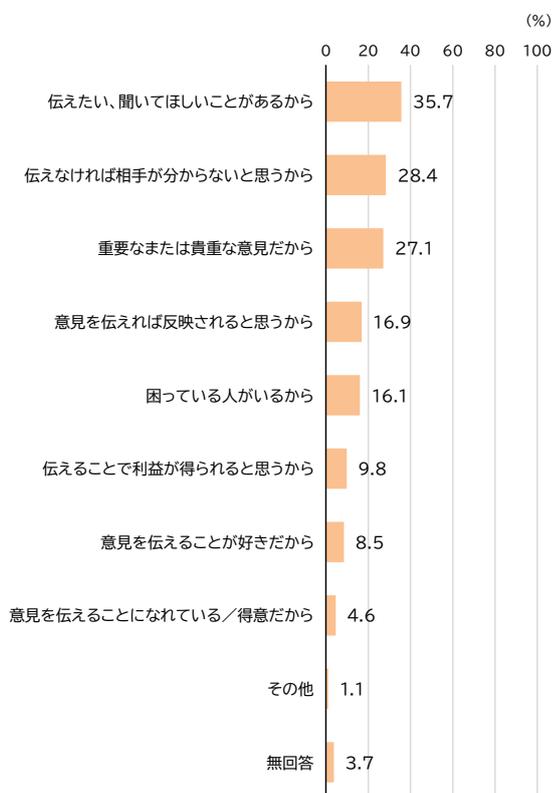
こどもが意見を表明する権利（本県）



意見を伝えたいと思うか（本県）



意見を伝えたいと思う理由（本県）



意見を伝えたいと思わない理由（本県）



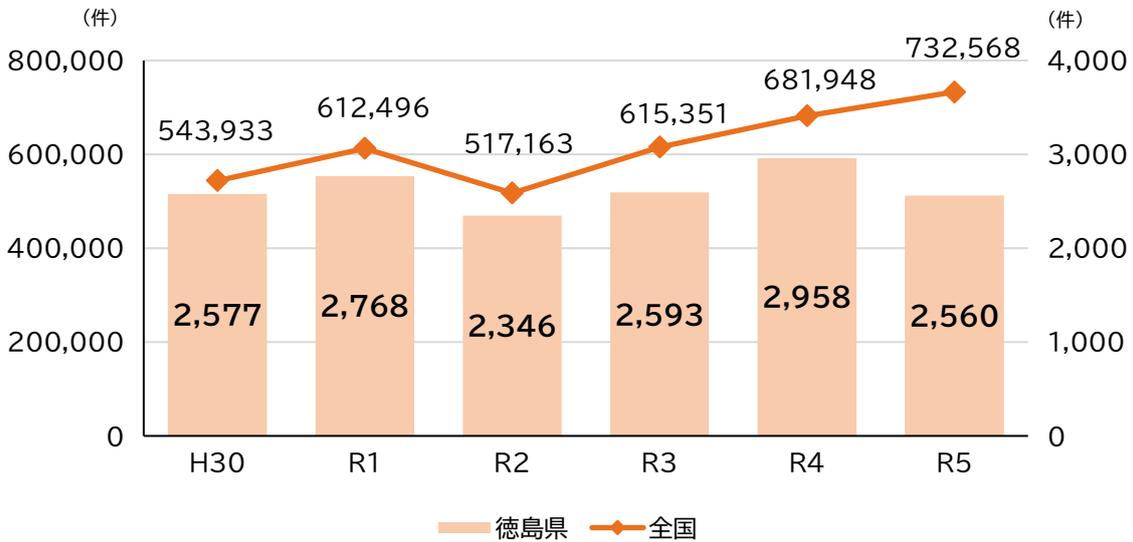
回答者：徳島県在住の小学4年生から大学生世代（n=2,018）

出典：令和6年度今これ！とくしまボックスにおけるアンケート調査（徳島県）

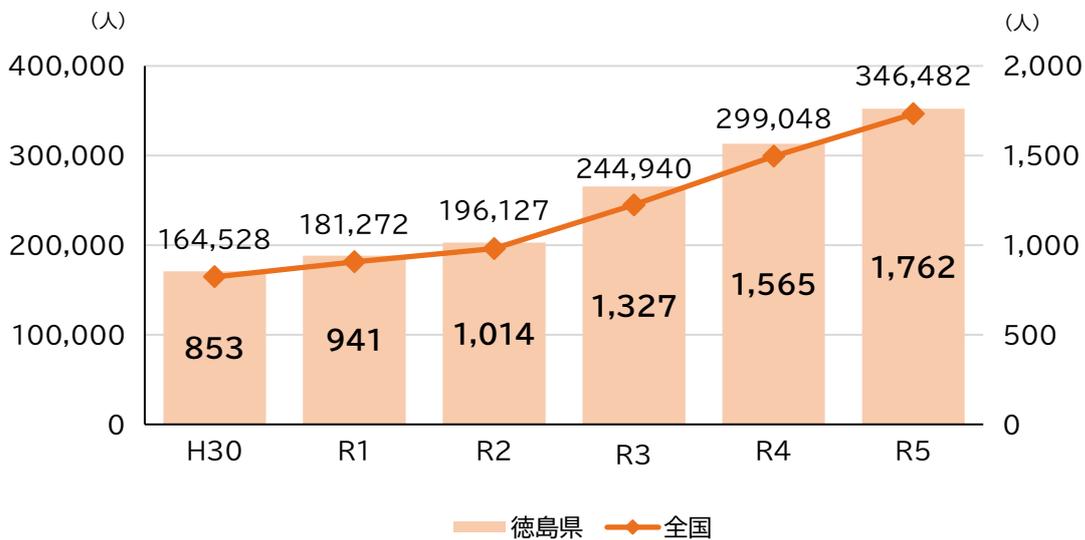
【4】いじめ、不登校の状況

本県の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は、2023（令和5）年度は、2,560件（前年度比398件減少）でした。また、本県の小・中学校における不登校児童生徒数は1,762人（前年度比197人増加）で過去最多となっています。

いじめ認知件数の推移（本県・全国）



小学校・中学校の不登校児童生徒数の推移（本県・全国）

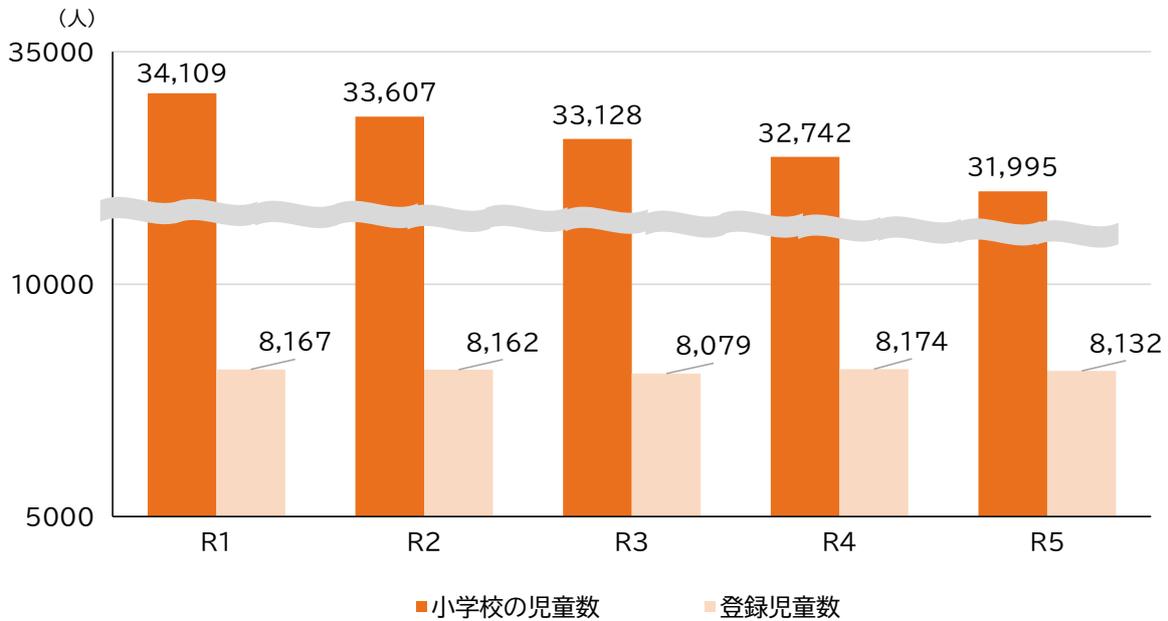


出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

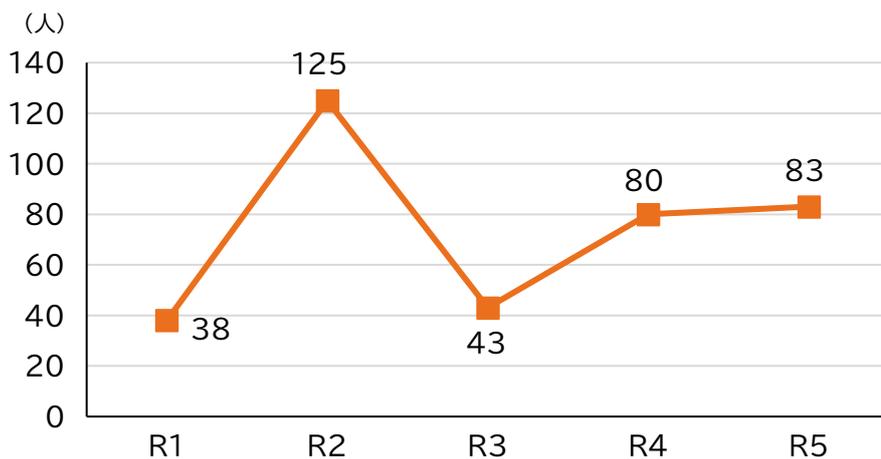
【5】放課後児童クラブの状況

本県の小学生の数は、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までに2,114人減少しています。一方で、放課後児童クラブへ登録した児童は約8,100人を維持しています。

小学校の児童数と放課後児童クラブ登録児童数（本県）



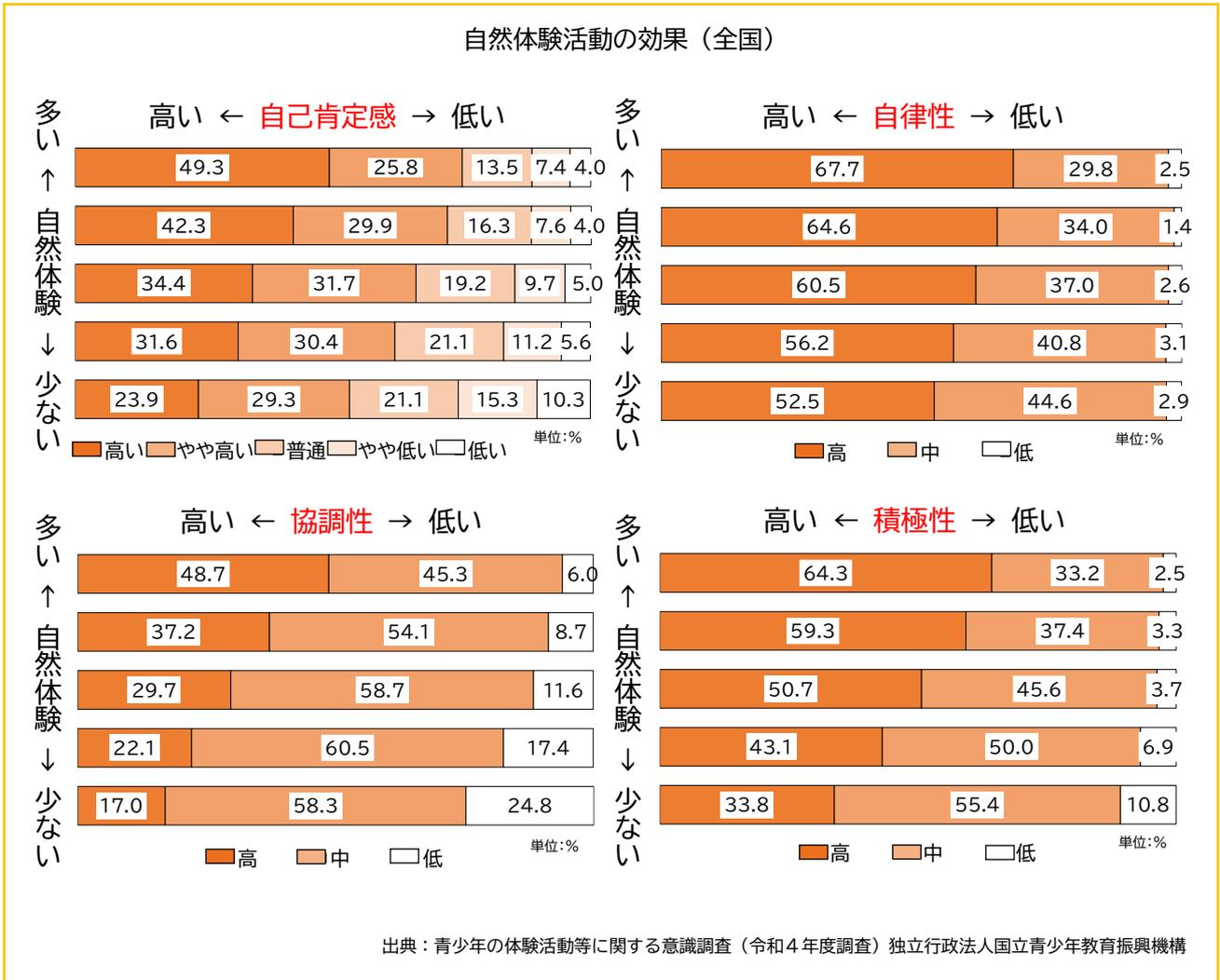
放課後児童クラブ待機児童の推移（本県）



出典：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（こども家庭庁）、徳島県公立学校関係データ（徳島県）

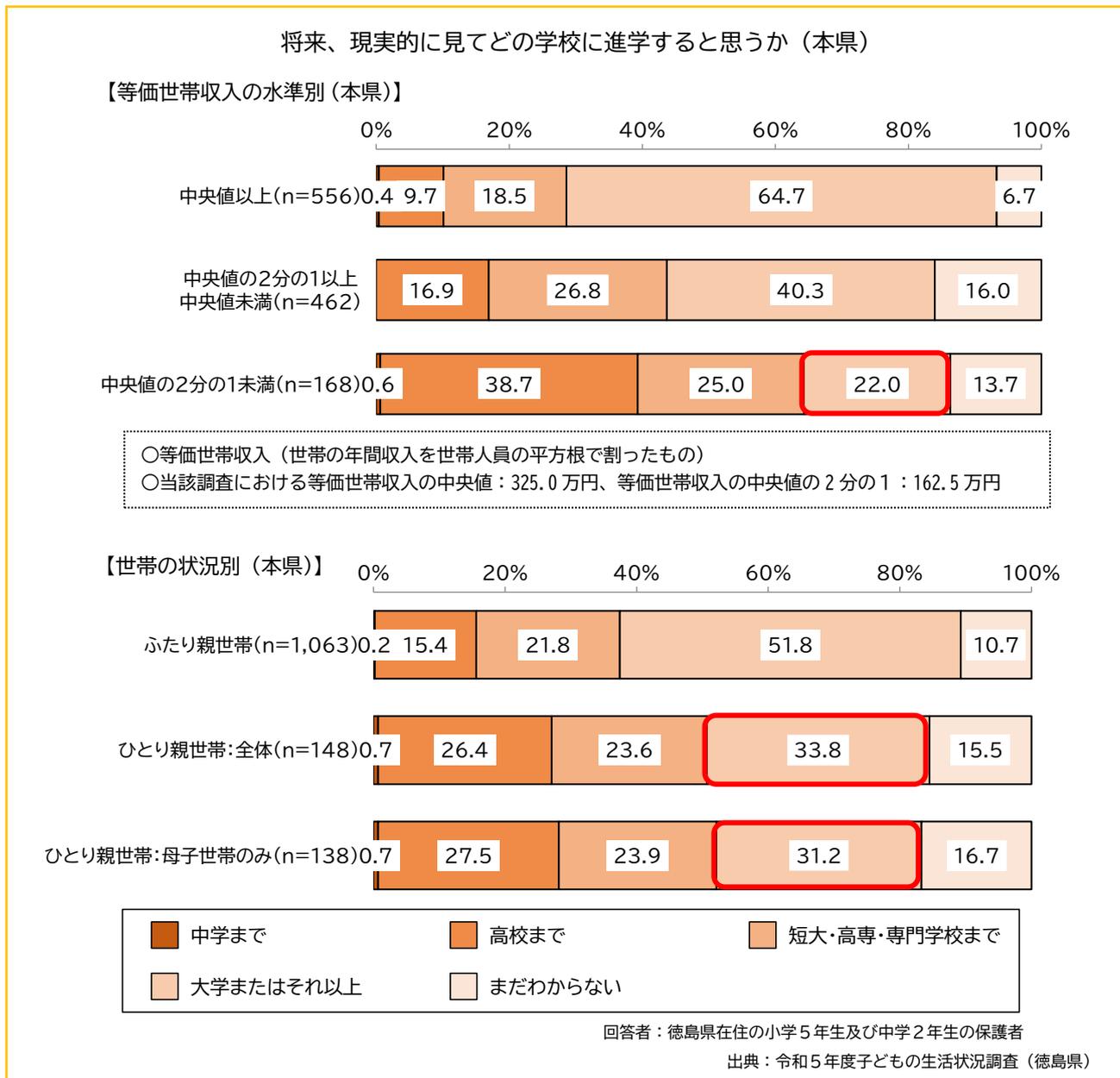
【6】自然体験活動の効果

自然体験が多いほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知能力が高くなる、という傾向が見られます。



【7】 こどもの進学

こどもの進学段階に関する希望・展望については、年間収入の水準が低いほど、「大学またはそれ以上」の割合が低くなっています。また、世帯の状況別では、「ひとり親世帯」において、「大学またはそれ以上」の割合が低くなっています。

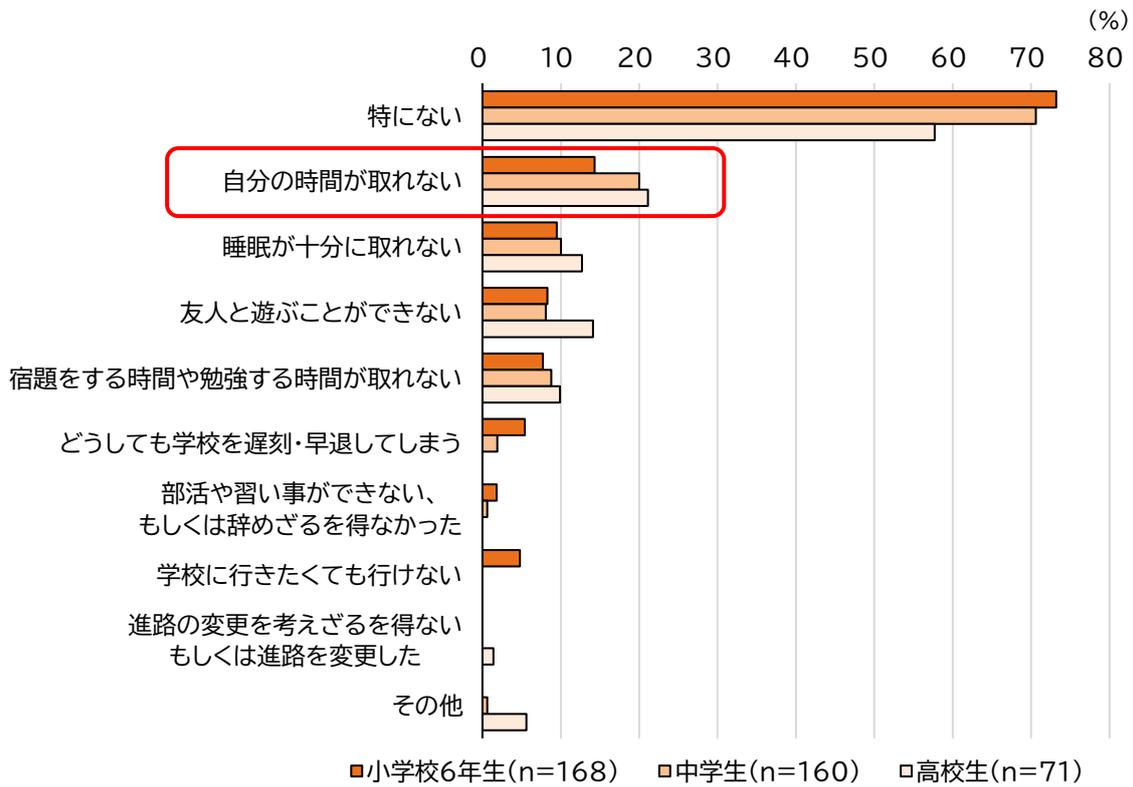


【8】 ヤングケアラーの状況

本県が、2022（令和4）年に実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」結果では、「世話をしているためにやりたいけれどできないこと」については、小中学生、高校生ともに「特にない」が最も高く、次いで「自分の時間が取れない」の割合が高くなっています。

また、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」や「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」等、勉強時間や進路にも影響があったといった回答がありました。

世話をしているためにやりたいけれどできないこと（本県）



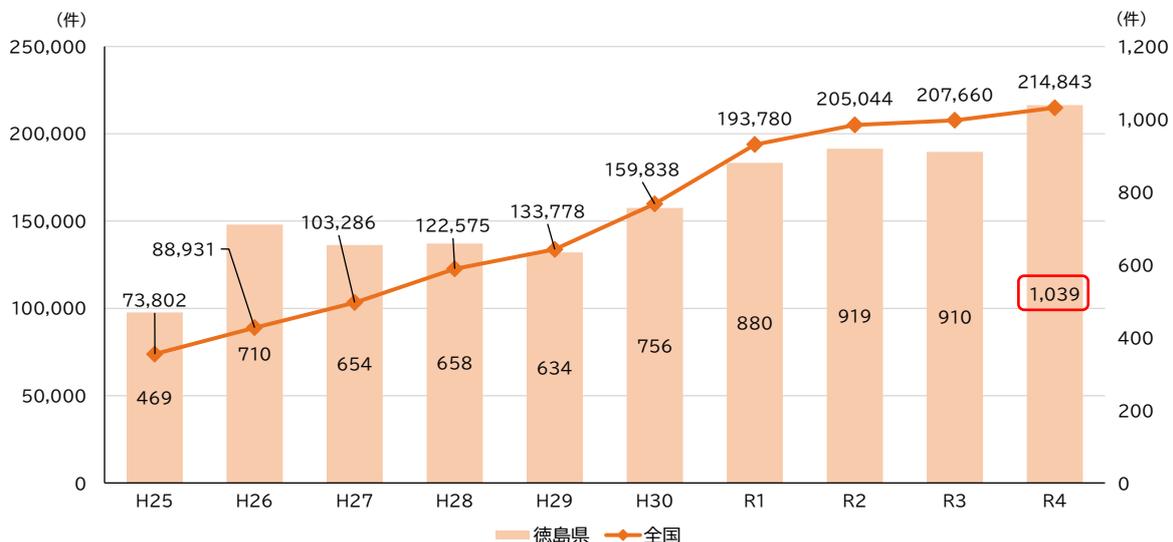
■小学生調査の選択肢のうち、「学校に行きたくても行けない」は「学校を休んでしまう」、「睡眠が十分に取れない」は「眠る時間がたりない」、「部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった」は「習い事ができない」となっており、「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」の設問はなし。

出典：令和4年度徳島県ヤングケアラーに関する実態調査（徳島県）

【9】増加する児童虐待

全国の児童相談所が2022（令和4）年度に対応した児童虐待相談対応件数は、214,843件で過去最多となっています。また本県において、県内3箇所のこども女性相談センターで対応した件数は1,039件であり、全国同様に過去最多となっています。

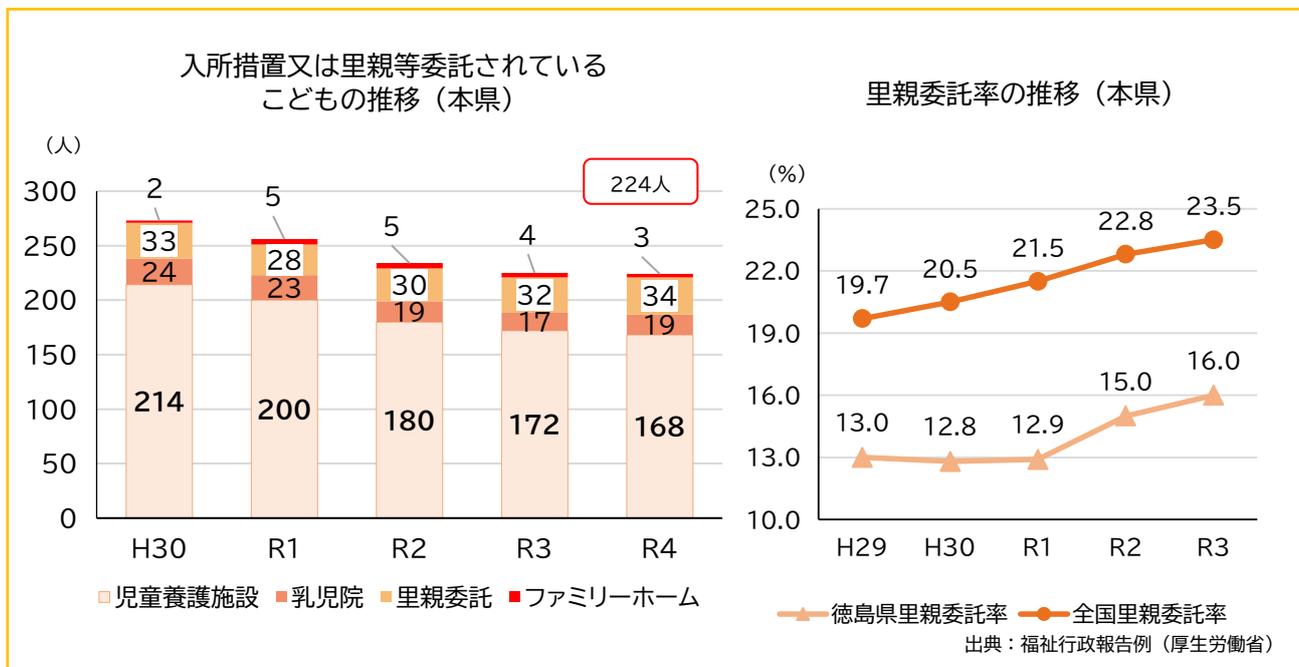
児童虐待相談対応件数の推移（本県・全国）



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

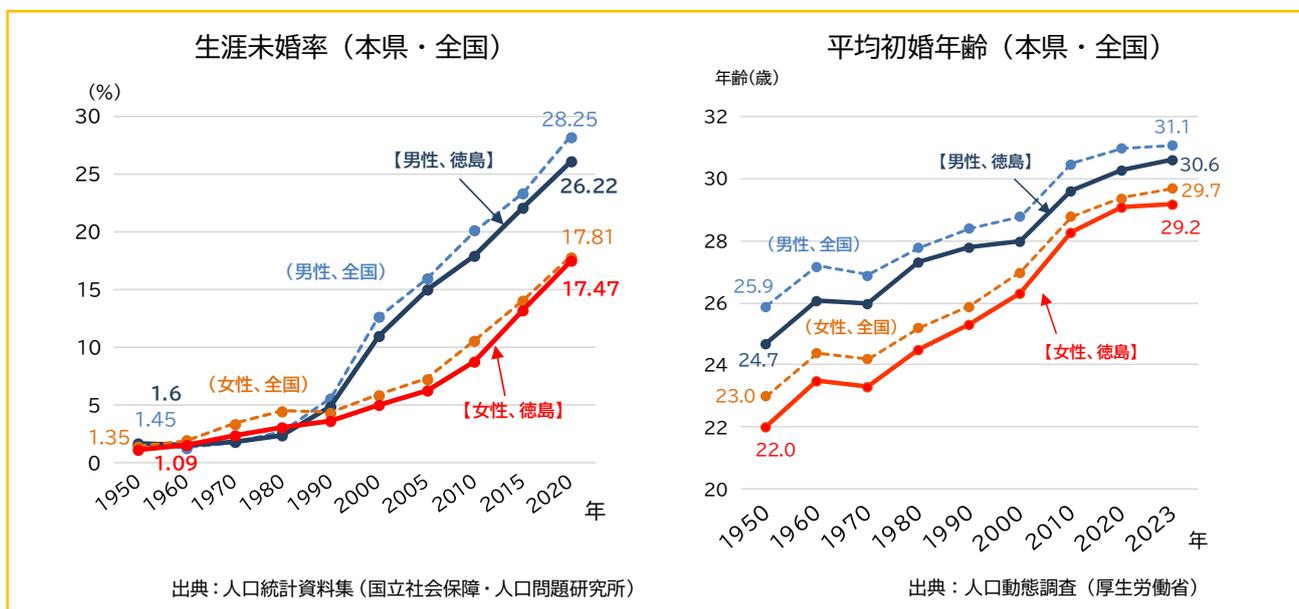
【10】 代替養育を必要とするこども数の状況

本県には児童養護施設が7箇所、乳児院が1箇所あります。代替養育を必要とするこども数（入所措置及び里親等委託されているこども数）は、2022（令和4）年度には、施設に187人（県外施設への入所者2名含む）が入所しており、里親とファミリーホームへの入所を含めると224人のこどもが委託されています。また、本県の里親委託率は、上昇傾向にあるものの、全国平均を下回っています。



【11】 未婚化・晩婚化の進行

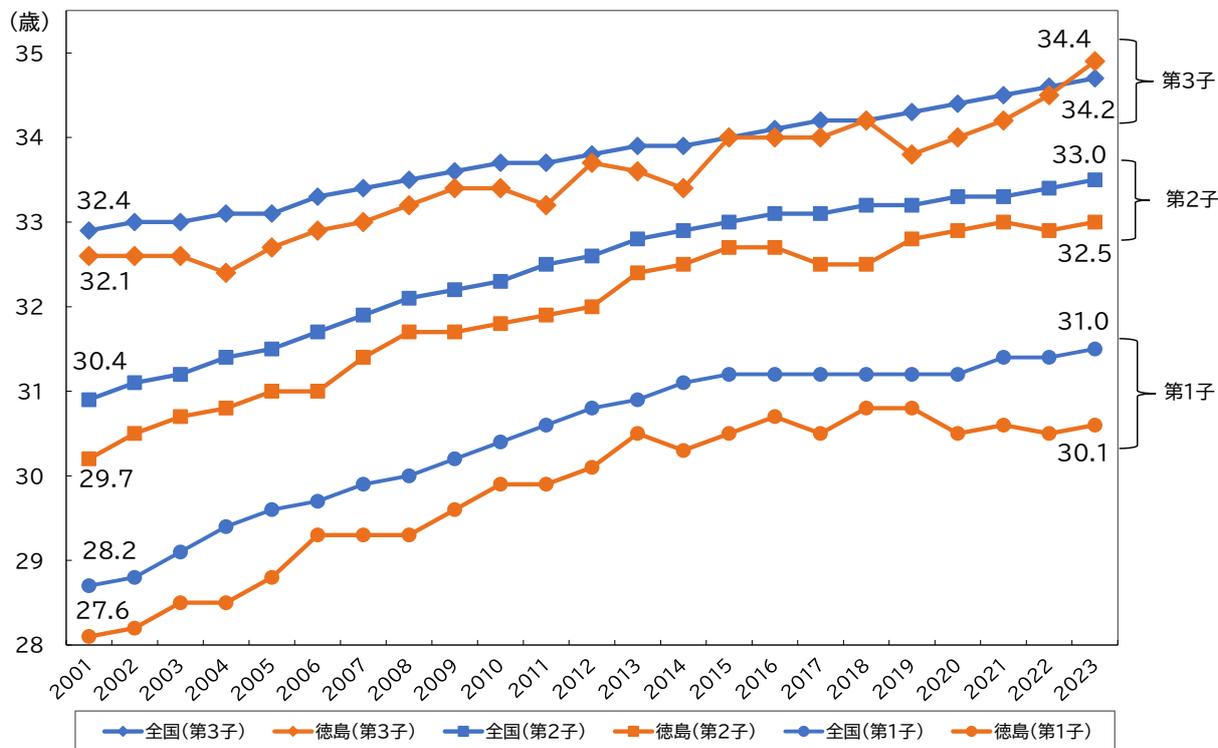
本県の生涯未婚率は、全国と同様に1990（平成2）年を境に大幅に上昇し、2020（令和2）年時点で、本県男性の3.8人に1人、女性の5.7人に1人が未婚となり、急速に未婚化が進行しています。また、本県の2023（令和5）年の平均初婚年齢は男性30.6歳、女性29.2歳で、1950（昭和25）年時と比較して、男性は5.9歳、女性は7.2歳高くなっています。



【12】 晩産化の進行

本県の第1子を出産したときの母親の平均年齢は、2023（令和5）年は30.1歳と、2001（平成13）年の27.6歳と比較して2.5歳遅くなっています。また、第2子では2.8歳、第3子では2.3歳遅くなっており、晩産化が進行しています。

第1～3子出生時の母の平均年齢の推移（本県・全国）



出典：人口動態調査（厚生労働省）

【13】 結婚への考え方

本県が2023（令和5）年に実施した「結婚・子育てに関するアンケート調査」によると、「すぐにでも結婚したい」、「2～3年以内に結婚したい」、「5年以内に結婚したい」、「いずれは結婚したい」を合算すると64%が結婚の意向があると回答しています。また、結婚していない理由は、「適当な相手にめぐりあわない」が最も多く、「自由さや気楽さを失いたくない」が続いています。

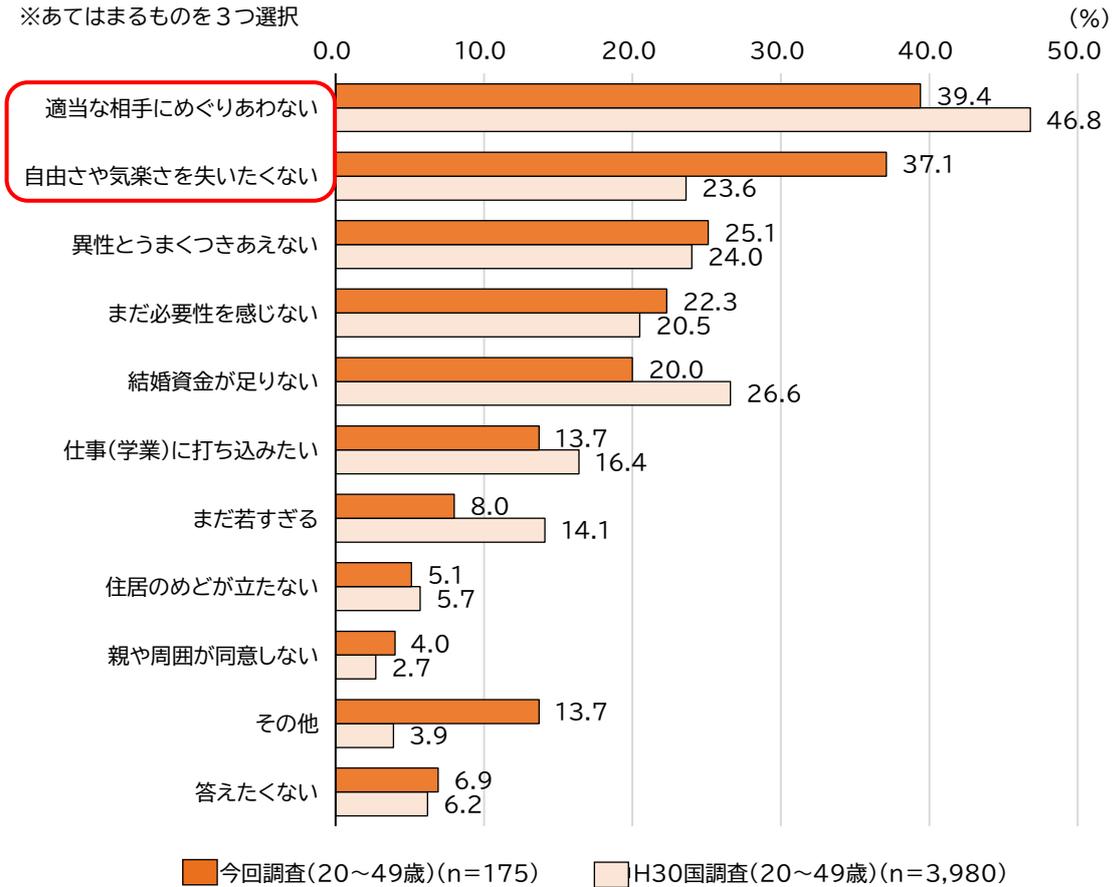
結婚の意向（本県）



出典：令和5年度結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

結婚していない理由（本県）

※あてはまるものを3つ選択

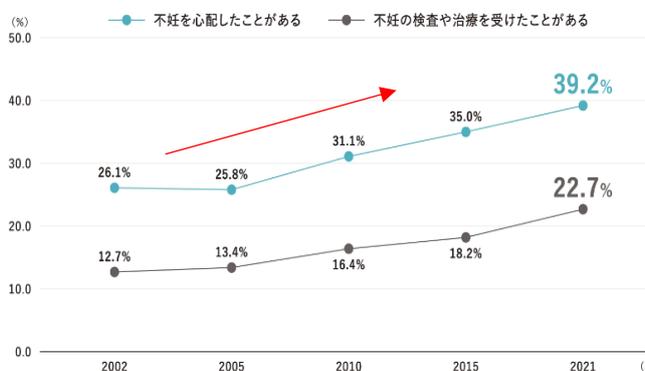


出典：令和5年度結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

【14】不妊治療の状況

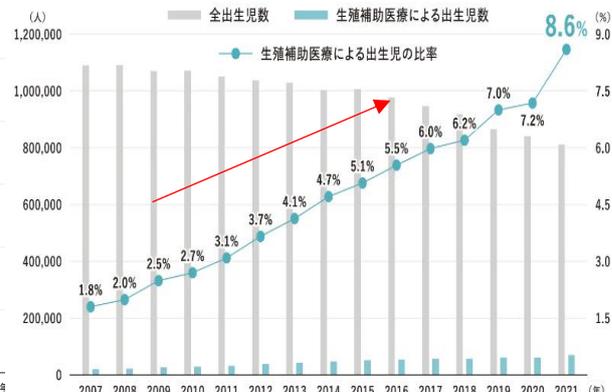
不妊の検査・治療の経験がある夫婦の割合は、全国で年々増加し、2021（令和3）年は、22.7%と、「約4.4組に1組」となっています。また、体外受精や顕微授精といった「生殖補助医療」により生まれた赤ちゃんは、6万9,797人であり、全出生児数にしめる割合は、8.6%、「約12人に1人」となっています。

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合（全国）



出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」

全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合（全国）



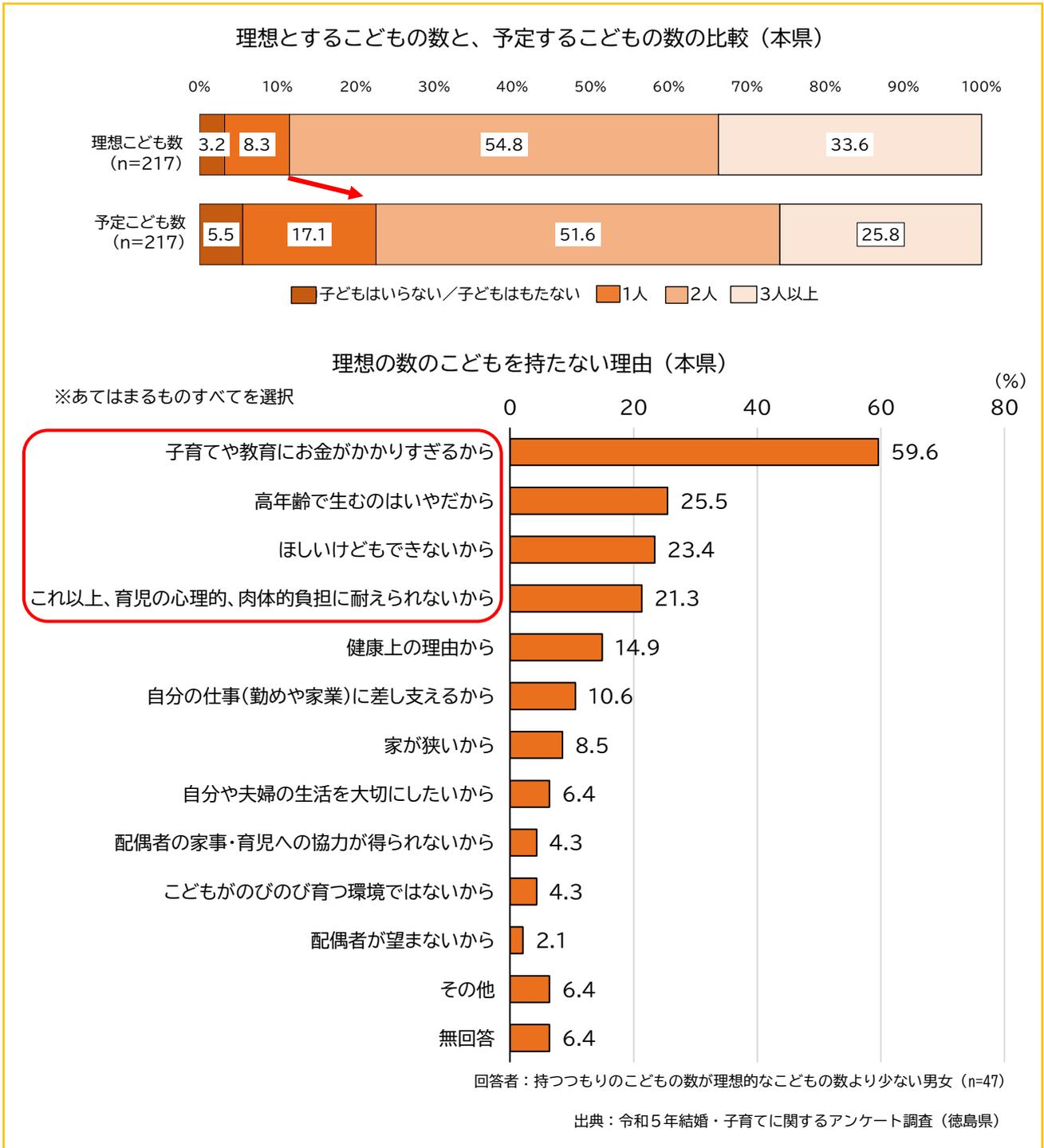
出典：生殖補助医療による出生児数：公益社団法人日本産科婦人科学会「ARTデータブック(2021年)」、全出生児数：厚生労働省「令和3年(2021年)人口動態統計(確定数)」

出典：こども家庭庁ホームページ <https://funin-fuiku.cfa.go.jp/dictionary/theme03/#sec01>

【15】理想とするこどもの数と予定するこどもの数

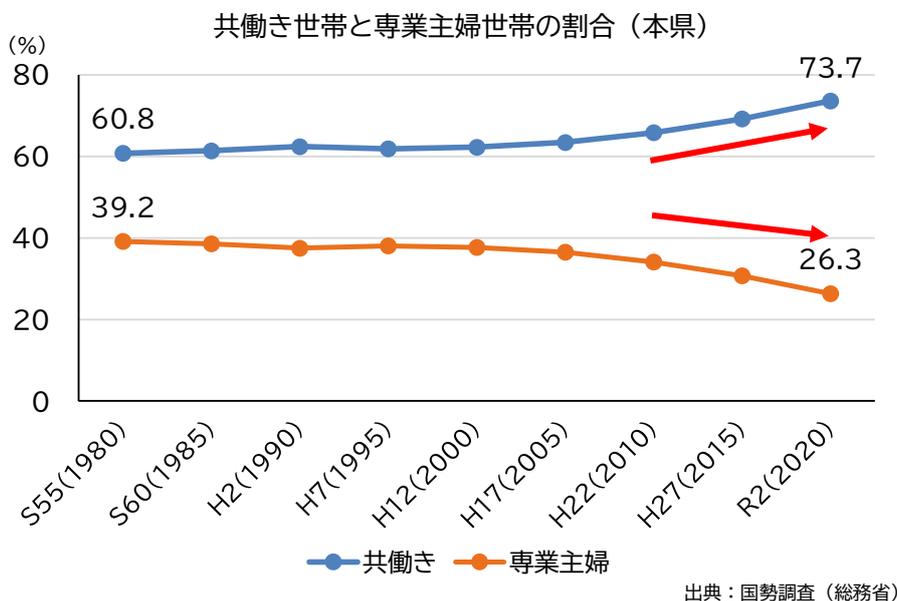
理想とするこどもの数と予定するこどもの数を比較すると「こどもをもたない」、「1人」が増加した一方で、「2人」、「3人以上」が減少しています。

また、理想の数のこどもを持たない理由としては、「お金がかかりすぎる」が最も高く、次いで、「高年齢で生むのはいや」、「ほしいけどできない」、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」の割合が高くなっています。



【16】共働き世帯と専業主婦世帯の推移

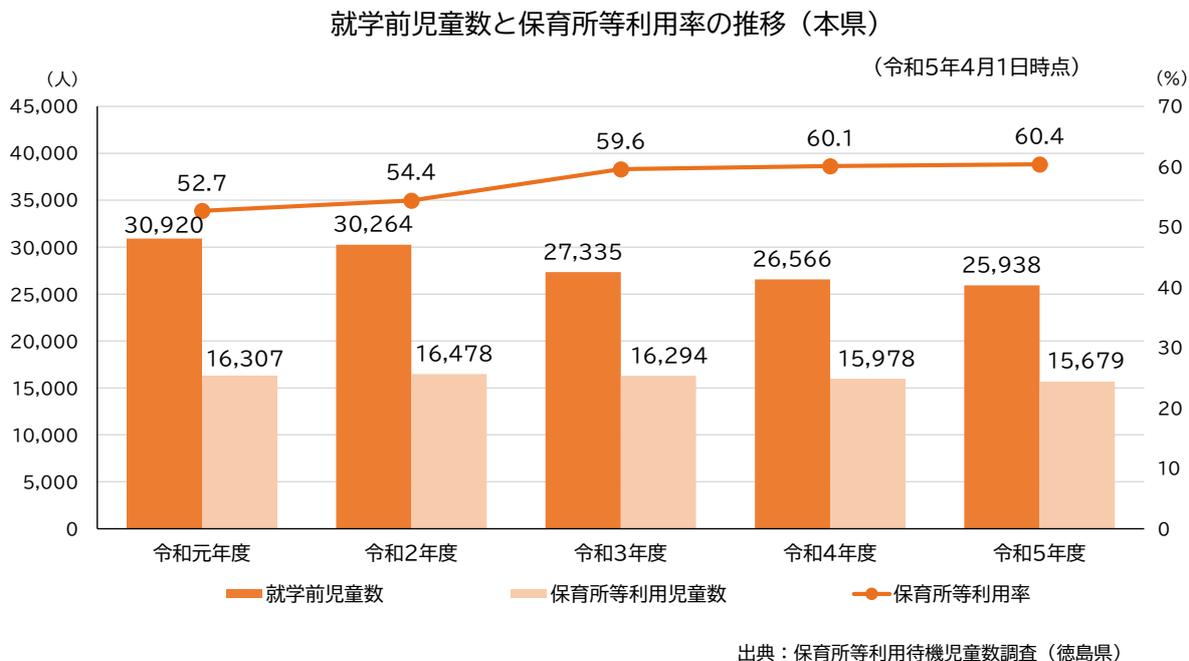
本県の2020（令和2）年の共働き世帯と専業主婦世帯の割合は、おおむね7対3となっています。



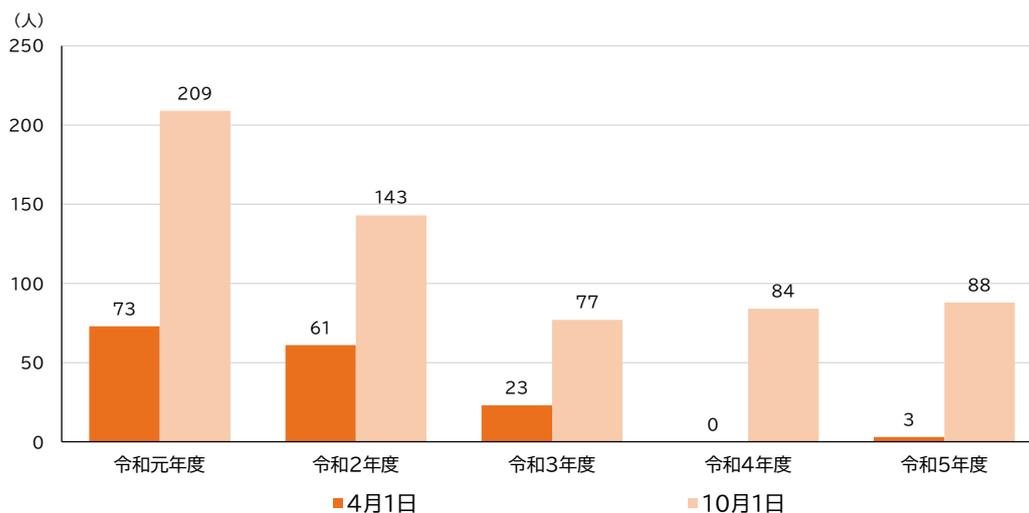
【17】保育所等の利用状況

本県の就学前児童数は年々減少していますが、保育所等利用率は上昇しています。

また、待機児童数は、年度当初はほぼ解消していますが、年度途中に発生している状況となっています。



待機児童数の推移（本県）

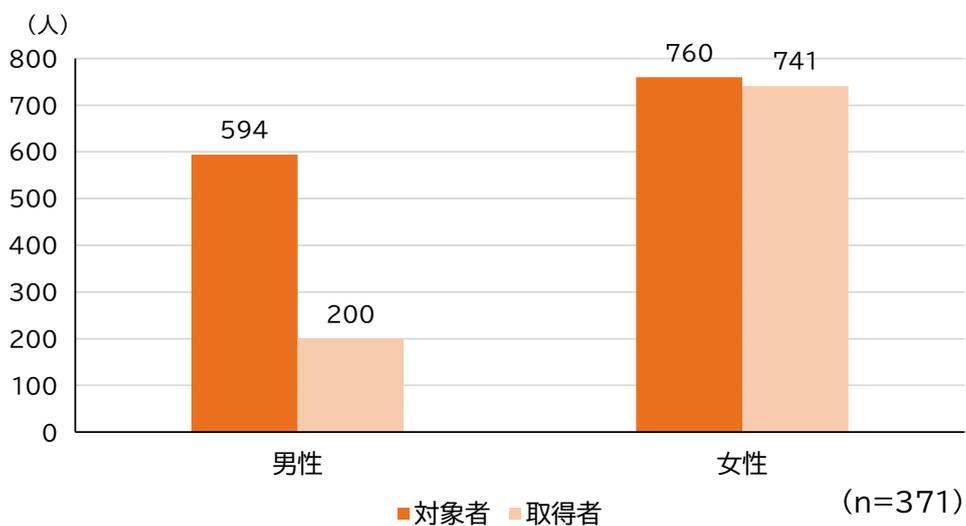


出典：保育所等利用待機児童数調査（徳島県）

【18】 育児休業の取得状況

女性の育児休業の取得割合は 97.5%ですが、男性の取得割合は 33.67%にとどまっています。また、取得期間については、女性の場合1ヶ月以上の割合が 99.6%と高く、男性は、1ヶ月未満が 70.0%となっています。

県内事業所の過去1年間の育児休業対象者と取得者数（本県）

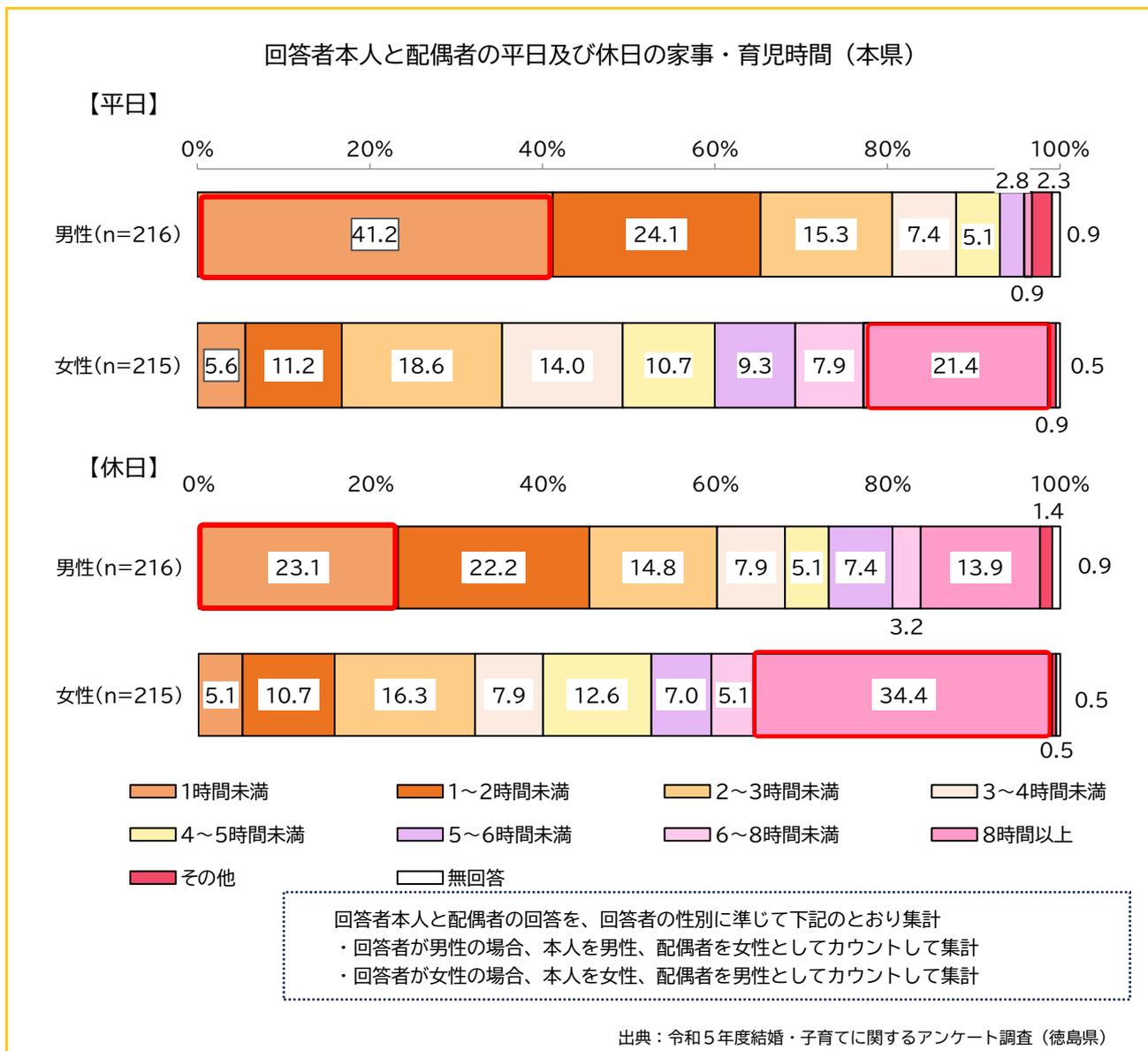


区分	対象者 (a)	対象者企業数	取得者 (b)	取得者企業数	取得割合 (b/a)	1ヶ月未満		1ヶ月以上	
						取得者 (d)	割合 (d/b)	取得者 (e)	割合 (e/b)
男性	594	207	200	93	33.67%	140	70.00%	60	30.00%
女性	760	275	741	271	97.50%	3	0.40%	738	99.60%

出典：令和5年度企業採用活動等実態調査（徳島県）

【19】家事・育児時間

家事・育児時間については、平日は、男性の場合、「1時間未満」が41.2%と最も高く、女性の場合は、「8時間以上」(21.4%)、「2～3時間未満」(18.6%)の割合が高くなっています。また、休日は、男性の場合、「1時間未満」が23.1%、女性の場合は、「8時間以上」が34.4%と最も高くなっています。



第3章 計画の基本的考え方

第3章の計画の基本的考え方では、徳島県こども計画の基本理念を実現するための基本目標や計画の体系を示しています。

1 計画の基本理念

すべてのこどもが笑顔になれる

「こどもまんなか とくしま」の実現

～こどもも子育て当事者も幸せを実感できる社会へ～



徳島で暮らすすべてのこどもが、笑顔で健やかに成長し、将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会の実現を目指し、こどもも子育て当事者も幸せを実感できるよう、地域の実情に応じて、こどもや子育て当事者の意見を反映したこども施策を総合的に推進します。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を掲げて、実効性のあるこども施策を展開していきます。

基本目標 1 こどもの権利を大切にします

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・社会参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。

基本目標 2 こどもの健やかな育ちを支えます

こどもの健やかな育ちには、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全に安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長することができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

また、こども・若者の良好な成育環境を保障するため、いじめ、不登校、ひきこもり等のこどもへの支援や、障がい児・医療的ケア児等の特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援やインクルージョンを推進する等、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう、必要となる施策を推進します。

基本目標 3 困難な環境にあるこどもを支援します

貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべてのこども施策の基盤となります。

貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖を防止するとともに、ヤングケアラーなどの困難な環境にあるこども・若者を早期に把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関が連携して支援につなげる体制を強化します。

また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべてのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や教育の機会均等を保障する観点から、高校生や大学生等への修学支援等により、教育費負担の軽減を図ります。

基本目標 4 社会的養育を推進します

保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、家庭においてこどもを養育することが困難又は適当でない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）を目指して、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援し、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等や、「できる限り良好な家庭的環境」の児童養護施設等において、安定的、継続的な養育を提供するための施策を推進します。

基本目標 5

結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります

結婚、妊娠・出産は、個人の自由な意思決定に基づくものです。多様な価値観・考え方を尊重することを前提とした上で、自らの主体的な選択により、結婚や、こどもを産み、育てることを望む場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていきます。

少子化対策を実効性のあるものとするには、結婚、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を総合的に行うことが重要です。

若者への将来設計の機会提供や各ライフステージに応じた様々なニーズにきめ細やかに応え、希望を叶えられるよう施策を推進します。

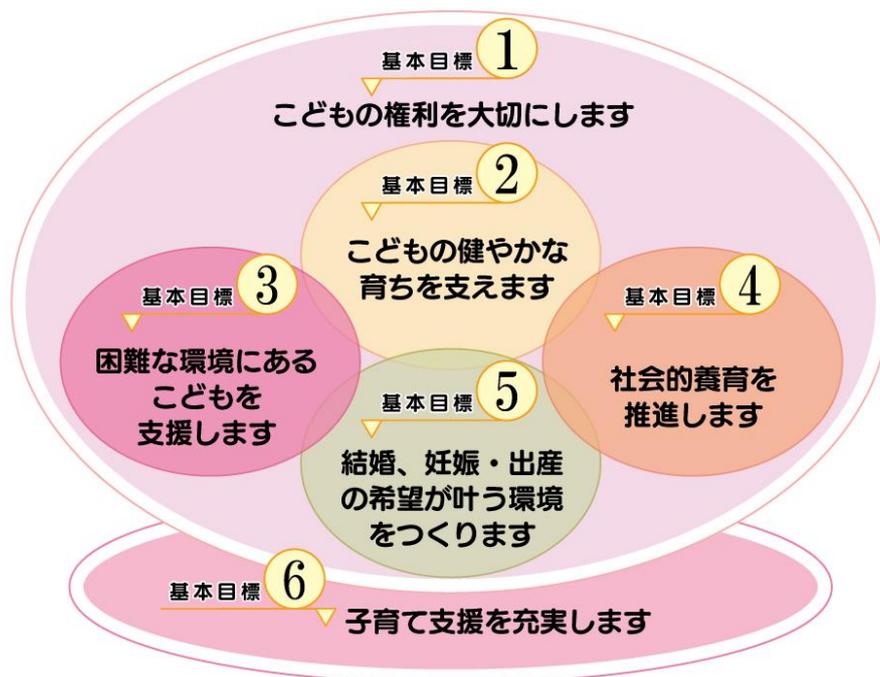
基本目標 6

子育て支援を充実します

子育て当事者を切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせないことであると同時に、若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにもつながります。

こどもを産み、育てることを希望する人が、経済的理由で諦めることなく、身近な場所でサポートを受けながら、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、こどもを育てながら夢を追いかけられるよう、多子やひとり親世帯に配慮しながら施策を推進します。

また、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩まずに、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう施策を推進します。



3 計画の施策体系

すべての子どもが笑顔になれる「子どもまんなかとくしま」の実現
 ～子ども子育て当事者も幸せを実感できる社会へ～

基本目標	施策の方向	施策
1 子どもの権利を大切にします	(1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等	① 子ども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発 ② 一人一人の人権を尊重する人権教育の推進
	(2) 子どもの意見表明・社会参画の促進	① 子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備 ② 多様な意見の子ども施策への反映
	(3) 子どもの権利擁護、個性の尊重	① 子どもの権利擁護の強化 ② 校則等の見直し
2 子どもの健やかな育ちを支えます	(1) 誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり	① 子どもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進 ② 子どもの安全・安心の確保
	(2) いじめ防止、不登校の子どもへの支援	① いじめ防止、不登校等への対応と支援 ② 多様な相談体制等の充実・周知
	(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援	① 障がいのある子どもへの支援 ② 医療的ケア児等に対する支援の充実
3 困難な環境にある子どもを支援します	(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策	① 生活困窮世帯等への支援の充実 ② 子ども・若者の就労支援
	(2) ヤングケアラーへの支援	① ヤングケアラーの早期把握・早期対応 ② 寄り添い支援
	(3) 夢や希望を諦めないための高等教育等の修学支援	① 高等学校等の授業料の負担軽減 ② 高等教育の修学支援
4 社会的養育を推進します	(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化	① 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障 ② 児童相談所の機能強化
	(2) 子ども家庭支援体制の強化	① 市町村の相談支援体制の強化 ② 家庭支援事業の促進
	(3) 社会的養護が必要な子どもへの支援	① 里親等の推進、施設の小規模化・地域分散化等の推進 ② 社会的養護自立支援の推進
5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります	(1) 若者のライフデザイン実現への支援	① ライフデザイン形成の推進 ② 官民連携による結婚支援
	(2) 妊娠・出産に関する支援	① プレコンセプションケアの推進 ② 不妊症・不育症に関する支援の充実
	(3) 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援	① 妊産婦・乳幼児への支援の充実 ② 教育・保育の提供体制の確保
6 子育て支援を充実します	(1) 子育て家庭の負担の軽減	① 経済的な負担の軽減 ② 子育て支援サービスの充実
	(2) 共働き・共育での推進	① 企業等と連携した子育てと仕事の両立支援 ② 男性の育児・家事への主体的な参画
	(3) ひとり親家庭への支援	① 生活の安定を図る支援 ② ひとり親の就労・就業支援の推進

第4章 こども施策の推進

第4章のこども施策の推進では、計画の基本目標に基づき、県が行うこども施策の方向性を示し、併せて計画に基づく県施策の主な取組を示しています。

1 基本目標・施策の方向

基本目標1 こどもの権利を大切にします

施策の方向(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

すべてのこども・若者に対して、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、広く社会に対しても、こども・若者が権利の主体であることを周知し、社会全体で共有します。

KPI (重要業績評価指標)

公立学校における「こどもの権利」の学習実施率 (出典：徳島県調べ)



令和5年度実績

—

指標の説明

児童生徒が自分のもつ権利について理解することが必要であることから、人権学習で「こどもの権利」を取り扱った学校数の割合をこの指標として選定

令和11年度目標

100%

設定の考え方/得られる成果

「こどもの権利」について理解を深めていくため、目標値を設定
この目標達成により、自らが権利の主体であることを学ぶ機会が保障され、自らの権利についての理解を促進

施策と実現に向けた工程表

① こども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発

- 徳島県こども未来応援条例に基づき、こどもの権利及び利益の尊重に関する理解を深めるため、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を踏まえ、こども・若者が権利の主体であることについて、「徳島県こども未来応援条例ハンドブック」等を活用した広報、啓発等を推進します。
- こどもの健やかな成長への支援は、「こどもの権利を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考慮し、行わなければならないもの」であり、関係機関が連携するとともに、県民がその取組について関心や理解を深めることにより、社会全体でこどもへの支援が推進されるよう、気運の醸成に努めます。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
徳島県こども未来応援条例 ハンドブック等を活用した啓発	ポータルサイトでの発信／こども関連施設職員への普及啓発				
県民を対象とした こどもの権利の理解促進	啓発イベントの開催／講座・研修等の充実				

② 一人一人の人権を尊重する人権教育の推進

- 児童生徒が自分や他人の命を大切にし、成長できるよう、人権教育の充実を図ります。
- 県内の各種学校の生徒が集い、人権について語り合うことを通して、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識を高め、様々な人権問題を解決するための実践力を養成します。
- 性的指向・性自認（性同一性）や特定の疾患を理由とするものを含め、こども・若者に対する不当な偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
教員を対象とした 各種研修会等での意識啓発	こどもの権利等の人権に関わる講座・研修等の充実				

施策の方向（２） こどもの意見表明・社会参画の促進

こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、権利の主体として尊重され、安心して意見を表明し、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、自由に意見を表明しやすい環境を整備し、その意見が施策に反映されるよう取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

こどもの意見表明の場への参加者数（延人数）（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

—

指標の説明

対面集会やインターネット等、多様な意見表明の場における参加者数

参加者数の増加は、こども・若者が意見を表明する機会の充実を示すものであることから、この指標を選定



令和11年度目標

5,000人

設定の考え方／得られる成果

こどもが意見を表明しやすい環境を整えるため、令和6年度の実績見込みを踏まえ、取組の充実により参加者数の倍増を目指し、目標値を設定

この目標達成により、こどもが権利の主体として尊重されるとともに、自由に意見を表明しやすい環境が整備され、当事者の意見を反映した実効性のあるこども施策を実施

施策と実現に向けた工程表

① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備

- こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢や成長過程に応じて社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支援します。
- こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報提供や学ぶ機会を提供します。
- インターネット等を活用した新たな「こども・若者のためのプラットフォーム」を構築し、こども・若者が自らの意見を表明したり、異世代の人々との意見交換を行ったりする場づくりを行います。こども・若者の意見は、各種審議会等において活用し、意見を施策へ反映させるよう取り組みます。
- こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材を養成する等、こども・若者が意見を表明しやすい環境をつくります。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
こども会議（仮称）の開催	毎年1回以上開催・県への提案の実施				
こども・若者の意見表明の場づくり	プラットフォームの開設・運用				

② 多様な意見のこども施策への反映

- 小・中・高等学校のそれぞれの段階において、系統的・計画的に主権者教育を行い、自ら考え、自ら判断する資質・能力を育成します。
- 様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等が、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮や工夫をし、多様な手法による意見聴取に取り組みます。
- 社会的養育の施策を検討する際には、必要に応じ、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の参画を求める仕組みづくりに取り組みます。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
多様な手法による意見聴取の実施	出張型の意見聴取の実施／プラットフォームの活用				

施策の方向（3） こどもの権利擁護、個性の尊重

代替養育を受ける場合や一時保護された場合等において、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うため、こどもの権利擁護を実現できる環境整備を推進します。

また、校則の見直しを行う場合においては、その過程でこどもや保護者等からの意見が聴取され、こどもの個性が尊重されるよう取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

生徒主体の校則見直し（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

公立学校 84.1%

指標の説明

公立学校における生徒が主体となった校則の見直しを行った割合

令和5年度、公立学校において生徒主体の校則の見直しを行ったため、この指標を選定



令和11年度目標

公立学校 100%

設定の考え方／得られる成果

取組を中学校にも拡大し、全公立学校において生徒主体の校則の見直しを行うことを目指し、目標値を設定

この目標達成により、自ら考え判断し、行動する「主権者教育の実践」に寄与

施策と実現に向けた工程表

① こどもの権利擁護の強化

- 児童福祉法による措置や児童福祉事業の利用にあたっては、こどもに十分な説明を行うことの徹底を図ります。特に、代替養育に関する措置等の際には、こどもの意見又は意向を勘案した措置等を行うため、定期的に理由や見通しを含めてこどもに丁寧な説明をするとともに、こどもの年齢や発達など一人一人のこどもの状況に応じた適切な方法で、すべてのこどもの意見を十分に聴取し、方針決定に反映させるよう努めます。
- 児童養護施設等の施設入所や一時保護において、こども自身の持つ権利について、児童相談所職員又は施設職員が「こどもの権利ノート」を活用するなどして、十分な説明を行うとともに、定期的な意見表明等支援員（アドボケート）の訪問など、その他こどもが意見を表明しやすい環境を整備します。
- 児童養護施設等の施設入所中のこどもについては、施設職員とこどもの日々の関わりの中で、こどもの意見が表明されやすい環境づくりを基本とし、加えて気軽に苦情や相談のできる窓口や第三者委員など、こどもに意見表明ができる仕組みをわかりやすく伝えます。
- 児童養護施設等の施設入所中のこども等に対し、日々の生活や意見聴取機会の状況など、権利擁護に関する定期的なアンケート調査等を実施し、こどもの権利擁護の推進に活用します。

- 里親に委託中のこどもに対し、担当児童福祉司だけではなく、フォスタリング機関の職員も定期的に里子との面接を実施するなど、里子のアドボカシー（こどもの意見代弁制度）を保障するよう努めます。
- 里親や児童養護施設等の職員を対象とした、こどもの権利擁護に対する意識向上を図るための研修を定期的実施します。
- 児童福祉審議会へのこども等による申立てによる審議・調査の実施など、児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりを行います。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
施設入所中のこどもが意見を表明しやすい環境の整備	こどもの権利ノートの活用／アドボカイトによる意見聴取				
	アンケート実施施設・対象数の拡充				
里親や施設職員を対象とした研修の実施	毎年1回以上開催／研修の充実				

② 校則等の見直し

- 校則の見直しの過程に生徒自身が参画することは、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義があることから、生徒会等を活用した校則に係る確認や議論の場を設け、生徒主体の校則の見直しを積極的に行うことを推進します。
- 生徒が主体となった校則の見直しなどの活動を通じて、主体的に自分たちの権利を考え、協働的な対話を通じて正しく判断できる児童生徒を育むとともに、社会規範の遵守や人権意識の醸成を図ります。
- 校則の内容を保護者や学校内外の関係者が参照できるよう、学校のホームページ等により公開するとともに、入学予定者等を対象とした説明会においても、校則の内容について説明します。
- P T A会議や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、見直しの取組に反映します。
- 生徒が主体となり校則を改正するプロセスの明文化や、校則の見直しに関する好事例を収集・周知し、生徒主体の校則の見直しの更なる推進と継続を図ります。
- 県内公立高等学校の通学区域制に関する有識者会議からの提言等を踏まえ、生徒の主体的な進路選択に資する本県に相応しい入学者選抜制度を検討し導入を進めます。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
生徒による主体的な校則の見直し	毎年1回以上見直し				

施策の方向（1） 誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり

こどもの健やかな育ちには、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものであり、その場を居場所と感ずるかどうかは本人が決めるものであるという前提の下、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

「こどもの居場所」箇所数（累計）（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

161 箇所

指標の説明

こども食堂やプレーパーク、フリースクールなど、地域における安全安心な交流の場の数

多様な居場所の増加が、こどもの健やかな成長につながることから、この指標を選定

令和11年度目標

240 箇所

設定の考え方／得られる成果

「こどもの居場所」のうち、こども食堂は全国トップレベルを見据え、人口10万人あたり30箇所を目指す。また、その他プレーパークなどの更なる増加も含めて、目標値を設定

この目標達成により、こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」が、こどもの通える範囲にあることで、より身近なものになり、地域でこども達を見守る社会づくりに寄与

施策と実現に向けた工程表

① こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進

- 多くのこども・若者の居場所になっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場などの地域にある多様な居場所や公民館や図書館などの社会教育施設が、こども・若者にとってよりよい「居場所」となるよう取り組みます。
- 多くのこども・若者の居場所になっている「児童館」がより地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、通うこどもたちの心身を育成し情操を豊かにする施設となるよう施設整備への補助や職員の資質向上に取り組みます。
- 地域住民が主体となり取り組んでいる「子ども会」、「こども食堂」、「ユニバーサルカフェ」など、民間団体と連携し、地域でこどもたちが安全に安心して過ごせ、多様な交流や体験活動ができる「こどもの居場所」づくりを量質両面から推進します。
- 青少年センターにおいて、多様化する青少年の活動・交流の場を提供するとともに、青少年活動やNPO等の地域活動を行う団体等への情報収集・提供、相談・支援、人材育成などの総合的な支援を行い、地域のネットワーク化と気運醸成を図ります。

- すべての放課後児童の健全な育成に向けて、待機児童の解消や安定的な放課後児童クラブ運営を図るため、施設整備、放課後児童支援員の人材確保・育成等に取り組む市町村を支援します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が、お互いの活動プログラムを共有するなど連携強化を図るとともに、学校や地域が一体となった子どもたちの放課後対策に取り組みます。
- こどもたちの豊かな人間性や創造性を育てるため、学習やスポーツ、文化や芸術等に触れる様々な機会や体験活動の充実を図ります。
- 児童生徒が保護者等と一緒に、平日に校外での体験や探究活動を主体的に実践する「ラーテーションの日」を導入し推進します。
- 県有施設の利活用や魅力ある県都のまちづくりにより、こども・若者や子育て世帯が集う空間を創ります。また、関係者の役割分担と連携により、公共交通ネットワークの充実を図ります。
- 学校において、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備及び少人数指導の充実による良好な教育環境を提供するとともに、情報モラル教室、食に関する指導の充実を促進し、こどもたちの健全な育成を図ります。
- 小・中・高等学校等における語学教育の充実、外国青少年の受入や海外の学校との学校間交流の促進による教育環境の国際化を図るとともに、スポーツや地域ぐるみでの国際交流、青少年の海外派遣等を推進し、国際社会で活躍できる青少年の育成を図ります。
- 学校において、日本語を母国語としない児童生徒のため、日本語支援員の派遣や夏休みの日本語指導を行うとともに、地域における在住外国人の生活相談や子育て支援を推進します。また、県立夜間中学での教育の機会確保を推進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
「こどもの居場所」 新規開設・運営継続の支援	新規開設支援・機能強化、運営継続力の強化				
こどもの居場所づくり アドバイザーの養成	支援が必要なこどもと家庭の早期把握等のための人材育成				
こどもの居場所における 地域の支援ネットワーク強化	関係団体等との連携の場づくり				
放課後児童クラブ 施設整備支援	計画的な整備推進				
放課後児童クラブにおける 人材の確保及び資質の向上	アドバイザー・サポーターの活用／研修の充実				
県立あすたむらんの充実	子ども科学館等の施設改修による機能強化				
県立図書館 「親子読書コーナー」等の充実	整備・充実				
県立埋蔵文化財総合センター 「レキシルとくしま」の充実	こどもが文化財に興味を持つ機会の確保、体験型コンテンツの拡充				
県立木のおもちゃ美術館 における木育の推進	施設改修・ 機能強化	木育活動の充実			

② こどもの安全・安心の確保

- 学校におけるSNS、掲示板への書き込み等の監視やインターネット安全利用教室の開催等の取組推進や、ICTリテラシーと情報モラルを向上させるとともに、民間事業者等と連携したフィルタリング利用やペアレンタルコントロールの推進により、こどもが安全安心にインターネットを利用できる環境整備を図ります。
- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認（日本版DBS）の導入に向けて、国における議論を踏まえ、県警本部等との連携強化を図り、こどもの安全の確保をより確実なものとするよう、こども・子育て関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みやガイドラインの周知を行うなど、市町村等と連携して取り組みます。
- 小・中・高等学校生等を対象とした「薬物乱用防止教室」の開催や大学生を含めた薬物乱用防止指導員との連携により、青少年に対して薬物に対する正しい知識や薬物乱用の有害性・危険性の啓発に努め、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。
- 被害に遭わない、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」の育成のため、積極的な情報発信や、人材バンクの活用を通して、成年年齢の引下げや、デジタル化の進展等、社会情勢の変化に対応した消費者教育を推進します。
- 警察において、防犯アプリ「スマートポリス」を活用した情報発信、通学路の安全パトロールの実施、スクールサポーターの学校派遣など、防犯ボランティア団体や見守りに関わる地域住民等の多様な担い手と連携したこどもの見守り活動を実施します。
- 青少年補導員等の地域ボランティアの活動を支援するとともに、深夜営業者やコンビニエンスストア業界など関係事業者と連携・協力し、地域における非行防止活動を推進します。また、非行や問題行動を繰り返すなど、支援を要する少年やその保護者に対して、継続的に連絡や面接を実施するほか、県民総ぐるみで、「社会を明るくする運動」を展開し、非行少年等の立ち直りに対する地域住民の理解を深め、支援を推進します。
- 家庭や学校で適応が困難な児童の自立を支援する児童自立支援施設（徳島学院）において、不良行為をした、又はそのおそれのある児童、及び家庭環境などの理由により生活指導を要する児童等に対し、立ち直りや社会への適応力向上に向け、個々の状況に応じた支援を推進します。
- 自治体、関係機関・団体等と協働し、ユニバーサルデザイン、防犯灯の設置や受動喫煙を防止するための措置等を推進し、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 犯罪被害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。
- 様々な災害リスクに備えるため、地域と連携した防災訓練を実施するなど、防災意識や災害対応力の向上を図るとともに、浸水対策や土砂災害対策、道路ネットワーク整備などの社会資本整備と、土砂災害の危険性、河川水位等の情報提供に努めます。

- こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、誰もが歩きやすい歩行空間の整備を進めるとともに、関係機関と連携して実施する通学路等の安全点検において、危険と判断される箇所については、交通安全施設等の整備や交通規制の実施など、ハード・ソフト両面から安全対策を推進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
地域住民等と連携したこどもの見守り活動の実施	防犯アプリを活用した情報発信／子ども 110 番の家の拡充				

施策の方向（２） いじめ防止、不登校の子どもへの支援

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組みます。

不登校については、このこと自体がこどもの問題行動ではなく、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合があるなど、すべてのこどもに起こり得るものです。多様な学びが選択できる環境づくりに向け、こどもの意向に配慮しながら、教育支援センターやNPO、フリースクール等の関係機関との連携など、支援体制の充実・周知を進めます。

KPI（重要業績評価指標）

いじめの解消率（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

92.6%

指標の説明

認知されたいじめのうち、解消された割合を示す数値

この割合の増加がいじめをなくす様々な取組の成果を示すものであることから、この指標を選定

令和11年度目標

100%

設定の考え方／得られる成果

いじめは絶対に許さない、認知されたいじめはすべて解決することを目指し、目標値を設定

この目標達成により、いじめの重大事態化を防止

施策と実現に向けた工程表

① いじめ防止、不登校等への対応と支援

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールプロフェッサー及びライフサポーターを配置・派遣し、児童生徒、保護者及び教職員の相談に対応します。
- 児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止対策の活動を通じ、いじめを「しない・させない・見過ごさない」こどもを育みます。
- 1人1台端末を活用した心の健康観察等の取組を促進します。
- 不登校のこどもと保護者の孤立防止を図るため、フリースクール等の地域の民間団体等と連携して多様な体験・交流活動を通じたこどもの成長機会の充実を図ります。
- 「SOSの出し方」や命の大切さに係る教育の実施や就学期における相談・支援体制の充実、ひきこもり対策といったこども・若者の自殺防止に係る取組を推進します。
- 精神保健福祉センターや警察等の相談機関に加えて、民間団体や地域において支援活動を行う団体等との相互の連携強化を図りながら支援を実施します。
- 各種相談窓口や支援機関担当者、教員等に対する自殺予防対策に係る研修を実施し、青少年の自殺予防を推進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充	配置拡充				
教職員へのいじめ防止に向けた研修の実施	推進				
「いじめ防止子ども委員会」の活動展開	活動展開				

② 多様な相談体制等の充実・周知

- 子育てや家庭教育に不安を持つ保護者や、いじめや不登校、暴力行為等、学校生活で悩みを抱えている児童生徒が相談できるよう、電話による相談、高度の専門知識を有する者による相談援助活動等を実施するとともに、相談機関等との連携により相談体制の充実を図ります。
- こども・若者支援のためのコーディネーターを養成し、地域における相談支援活動の充実を図ります。
- 24時間電話相談、SNS相談、巡回教育相談など、不安や悩みを抱える青少年や保護者が気軽に利用でき、適切な助言や支援が行えるような相談窓口の充実を図ります。
- いじめホットラインやヤングテレホンの相談電話をはじめ、平日、仕事等で面接相談や電話相談を受けにくい方などのために、「サンデー親子相談室」を実施し、休日の相談体制の強化を図ります。
- 学童期及び思春期における心の問題に対応するための専門家を養成するとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門家による相談体制や、児童生徒の心身の健康や教育に関する相談体制を整備します。
- 犯罪被害を受けた青少年や、その家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、関係機関等が相互連携する体制を整えるとともに、適切な相談対応や情報提供を通じて、総合的な犯罪被害者等支援を推進します。また、犯罪被害遺児等に対しては、将来への夢や希望に寄り添うため、「応援金」による支援を行います。
- 性暴力被害者の相談に的確に対応するとともに、関係機関等との連携強化や支援者・民間団体の育成、将来にわたる被害・加害を防ぐための若年層へのDV防止啓発事業等を推進します。
- 少年サポートセンターを中心に被害少年等の特性に配慮したカウンセリングを実施するほか、居場所づくり活動等を通じて、被害少年等に対する継続的な支援活動を実施し、精神的な立ち直りを支援します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
「心のサポーター」の養成	場面に応じた活躍推進				

施策の方向（3） 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。



KPI（重要業績評価指標）

医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置している市町村数(出典:徳島県調べ)

令和5年度実績

18市町村

指標の説明

医療的ケア児等に必要な保健、医療、福祉、子育て、教育等のサービスを総合的に調整し、適切な支援を行うコーディネーターを配置している市町村数
地域における連携体制の強化の指標となることから、この指標を選定



令和11年度目標

24市町村

設定の考え方／得られる成果

各市町村（市町村単独での配置が困難な場合は圏域での設置）に配置を目指し、目標値を設定
この目標達成により、医療的ケア児とその家族の、住み慣れた地域での安心できる生活の確保を促進

施策と実現に向けた工程表

① 障がいのあるこどもへの支援

- 障がい児(者)やその家族が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、集団生活への適応訓練、生活能力向上のための訓練などの支援により、自立と社会参加を促進するとともに、必要なサービスが総合的に提供されるよう、障がい者相談支援従事者の養成研修を実施します。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの実現のため、発達障がいを含めすべてのこどもたちが主体的に適切な行動を学ぶポジティブ行動支援を推進するとともに、多様化する障がいの状態や教育的ニーズに対応できるよう教職員の専門性向上に関する取組の充実を図ります。
- 障がい児が、安心・安全に歯科治療を受けられるよう歯科医療体制の拡充に取り組みます。
- 特別な支援を必要とするこどもについて、保育所や放課後児童クラブ等における受入体制の整備を促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、特別な支援を必要とするこどもに対する保育の一層の充実を図ります。
- 障がい児に対する保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関が連携し、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。

- 発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ・アイリス）において、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、的確な助言を行うとともに、関係機関との連携強化により地域における支援体制の充実を図ります。
- 発達障がい児(者)が身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けられることができるよう、相談や支援を行う専門員を養成するとともに、保護者への身近な相談者となるペアレント・メンターを養成し、活動支援を行います。
- 障がいの芸術文化活動の支援や、スポーツを通じた交流を図る機会の確保により、障がいの自立と社会参加を促進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
障がい福祉サービス提供に携わる人材養成	研修の充実による人材養成				
特別支援教育 アドバンスセミナーの実施	研修内容の充実・実施				

② 医療的ケア児等に対する支援の充実

- 身体の機能に障がいのある児童のうち、確実な治療の効果が期待できるものに対し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。
- 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）とその家族が、住み慣れた地域で安心した生活をおくることができるよう、「徳島県医療的ケア児等支援センター」を核として関係機関等と連携を図り、相談支援や情報提供等の包括的な支援を行います。
- 小児慢性特定疾病児童等や保護者の地域における実情を把握し、ニーズに沿った事業を行うことにより、健全育成及び自立促進を推進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
医療的ケア児等の支援体制の充実	コーディネーターの育成	コーディネーターによる支援の強化			

施策の方向（1） こどもの貧困の解消に向けた対策

生まれ育った家庭や様々な事情から、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ない状況にあるこどもの貧困を解消し、貧困による困難を強いられることがないように支援します。

KPI（重要業績評価指標）

ホームフレンドの派遣回数（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

102回

指標の説明

ひとり親家庭に、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣した回数
 相対的貧困率が高いひとり親家庭のこどもに対する支援であることから、この指標を選定

令和11年度目標

150回

設定の考え方／得られる成果

毎年、10回程度派遣回数の増加を目指し、目標値を設定
 この目標達成により、ひとり親家庭のこどもの心の安定や健やかな成長につながり、将来への希望を持つことに寄与

施策と実現に向けた工程表

① 生活困窮世帯等への支援の充実

- 生活困窮者や生活保護受給者に対して、関係機関と連携した就労支援や住まいの支援等を行います。
- 生活保護世帯をはじめとする生活困窮世帯や、ひとり親家庭のこどもたちの意思が尊重され、社会的に自立するためのキャリアプラン形成ができるよう、こどもの状況や地域の実情に応じた多様な学習・体験活動の機会を提供します。
- こどもの養育や基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援等の取組を推進します。
- 親の離婚等で精神的に不安定になっているひとり親家庭の児童に対して、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、こどもの意見を尊重した良き理解者として、心の葛藤緩和や自立心の育成に努め、児童の健全育成を支援します。
- 生活保護世帯のこどもの教育や高校・大学進学に係る経費を支給し、経済的負担を軽減します。
- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯等のこどもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図るとともに、学習を継続できるよう相談支援を行います。

- 貧困や児童虐待等の社会問題を生じさせる場合があるギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援を推進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
生活困窮者等への総合的な支援の展開による自立助長の推進	関係機関と連携した就労支援・住まい支援の充実強化				
ひとり親家庭の子どもへの支援の充実	ホームフレンドによる訪問支援／学習支援の充実				

② こども・若者の就労支援

- 地域若者サポートステーションにおいて、専門家による個別相談等を実施し、若年無業者（ニート）等の自立を支援します。
- ひきこもり対策を推進するため、「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり本人や家族等に対し、回復と自立に向けた支援を行います。
- 障がい者の多様な就業機会の確保に向け、関係機関と連携し、「就労移行支援事業所」「就労継続支援事業所」等の障がい福祉サービスの提供を推進します。
- 若者の就職を支援するため、県立テクノスクールの訓練内容を充実強化し、職業に必要な技能、知識を習得する多様な機会を提供します。産業界と連携し、機械、金属、木工、建築などのものづくりに関する実践的な技術・技能や社会人としてのスキルを身に付けるための職業訓練を実施します。
- 地域産業の持続的発展や新たな産業とスタートアップの創出に取り組み、若者の雇用機会の確保を図ります。
- U I J ターン就労の促進に向けた切れ目のないワンストップ就労支援や若者が県内企業や地域の魅力を体感できる取組を推進するとともに、就職後の定着を促します。
- 各産業において、キャリア教育の推進や就業支援、リカレント教育等により、次代を担う人材の育成に取り組みます。
- 創業希望者への事業計画策定支援や創業後のフォローアップ、新規開業者、開業5年以内の起業家に対する初期投資への補助、低利融資等の支援を実施するなど、若手起業家の育成を図ります。
- 持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるよう国と連携して取り組みます。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
地域若者サポートステーションによる若年無業者等の自立・就労支援	関係機関との連携による支援の実施				
U I J ターン就労の促進	ジョブステーションにおける就職情報の発信強化				
	奨学金返還支援制度の周知・実施				

施策の方向（２） ヤングケアラーへの支援

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、様々な関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

KPI（重要業績評価指標）

子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

—

指標の説明

ヤングケアラーがいる家庭をはじめ、家事・子育てに対し不安・負担を抱える子育て家庭等への訪問支援員派遣による家事・養育支援事業の実施市町村数
こどもの担うケア負担の軽減が図られることから、この指標を選定

令和11年度目標

24市町村

設定の考え方／得られる成果

全市町村での実施を目指し、目標値を設定
この目標達成により、こどもが担うケア負担について直接的に軽減が図られるとともに、養育環境の改善に寄与

施策と実現に向けた工程表

① ヤングケアラーの早期把握・早期対応

- 潜在化しやすく、支援が届きにくい状況となっているヤングケアラーについて、「徳島県多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」に基づき、こども家庭センター、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、支援のノウハウを共有するとともに、様々な課題を抱えるこどもと家庭に寄り添った支援を実施します。
- 周囲のおとながヤングケアラーへの理解を深め、当事者に寄り添った姿勢の下で適切な支援につなげていくことが可能となるよう、支援が必要なこども・若者や家庭に「気づく」視点を普及するとともに、学校や関係機関職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施し、地域における支援体制を強化します。
- 家族のケアの内容によっては、家庭内の状況や家族の関係性、心情等に十分に留意しながら、介護保険サービス、障がい福祉サービス及び子育て世帯訪問支援事業等の外部サービスの利用を検討するなどの必要な支援を実施します。
- 18歳未満のこどもについては、市町村のこども家庭センター等において、一人ひとりのこどもの置かれた状況や本人の主観的な受け止めに踏まえたサポートプランを作成するなど、包括的かつ計画的な支援を実施します。

- 18歳以上の若者については、個々の状況やニーズ・課題を踏まえ、介護保険サービスや障がい福祉サービス等の必要な支援の導入を図ります。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
多機関・多職種による ヤングケアラーの支援体制強化	支援連絡会議による事例共有・支援の「見える化」				
子育て世帯訪問支援事業の 導入支援	市町村への導入支援				

② 寄り添い支援

- ヤングケアラーの支援にあたっては、当事者のこども・若者の意見を踏まえ、ニーズに応じた各種福祉サービス等の導入又は寄り添い支援を実施します。
- 当事者が気軽に悩みや経験を共有できる場づくりを推進するとともに、ピアサポーターを養成し、寄り添い支援を実施します。
- 児童生徒の些細な変化に気づきやすい学校において、教員等がこどもに寄り添いながら、その兆候を丁寧に拾い上げ、関係機関における適切な支援に繋がります。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
ヤングケアラー当事者の 居場所づくり	地域及びオンラインでの居場所充実／ピアサポーターの養成				

施策の方向（3） 夢や希望を諦めないための高等教育等の修学支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等に安心して通うことができ、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育等の修学支援を着実に実施します。



KPI（重要業績評価指標）

「徳島県奨学金返還支援制度」助成候補者の認定申請者数（出典：徳島県調べ）

令和5年度実績

183人

指標の説明

各年度における「徳島県奨学金返還支援制度」助成候補者募集に対する認定申請者数制度が浸透し十分に活用されることが、経済的な理由で夢や希望を諦めずに理想の将来展望を描くことに寄与することから、この指標を選定



令和11年度目標

1,500人(R7~R11の累計)

設定の考え方／得られる成果

毎年、300人の認定申請を目指し、目標値を設定
この目標達成により、夢や希望の実現に向けた経済的不安が取り除かれるとともに、若者の地元定着やU I Jターンに寄与

施策と実現に向けた工程表

① 高等学校等の授業料の負担軽減

- 「高等学校等就学支援金制度」の活用により、高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、公立高等学校については授業料相当分を、私立高等学校等については授業料の一定額を助成し、教育費負担を軽減します。
- 「徳島県奨学のための給付金事業」を実施し、高校生等が安心して教育を受けられるよう、修学に係る授業料以外の教育費を支援します。
- 「徳島県奨学金制度」の活用により、勉学に意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な高等学校等に在学する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ります。
- 「特別支援教育就学奨励費」の活用により、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校に就学する障がいのある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費等、就学に必要な経費を援助します。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が行う「就学援助」の円滑な実施を推進します。
- 様々な理由で高等学校等を中途退学した若者が、将来に向けてもう一度、高等学校等で学びたいという希望を諦めることのないよう、授業料の補助を行うことで応援します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
各種修学支援制度の活用による高校生等への修学機会の確保	プラットフォーム等を活用した各種制度の更なる周知				

② 高等教育の修学支援

- 高等教育の修学支援新制度等により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う学生の経済的負担の軽減を図ります。
- 給付型奨学金と授業料等減免について、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、義務教育段階からの周知・広報を図り、制度の活用を促進します。
- 経済的な理由で夢や希望を諦めることのないよう、若い世代への奨学金返還支援の充実に取り組むとともに、若者の地元定着やU I Jターンを促進します。
- ひとり親家庭のこどもに対し、より多くの学習支援の機会を提供するとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しし、生活の安定を図ります。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
奨学金返還支援制度の拡充	奨学金返還支援制度の周知・実施				

基本目標 4

社会的養育を推進します

施策の方向（1） 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童虐待防止対策等を強化します。



KPI（重要業績評価指標）

こども家庭ソーシャルワーカー養成に係る研修等の受講者数（累計）（出典：徳島県調べ）

令和5年度実績

—

指標の説明

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する「こども家庭ソーシャルワーカー」の認定資格取得者を各施設や市町村に配置することが、こども家庭支援体制の充実を示すことから、この指標を選定

令和11年度目標

67人

設定の考え方／得られる成果

こどもや家庭の相談支援に関する人材の確保・育成を目指し、目標値を設定
この目標達成により、こども家庭支援の専門性をもった職員の増加につながり、虐待への予防的支援などの社会的養育の体制整備に寄与

施策と実現に向けた工程表

① 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則を徹底し、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援に努めます。
- 代替養育を必要とするこどもの家庭復帰が難しい場合に、早期の永続的解決（パーマネンシー保障）に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における体制整備を行います。
- 虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に適切に取り組むことができるような体制を整えます。
- DV被害や児童虐待、生活困窮などの理由により支援が必要な母子が、母子生活支援施設の活用により、母子分離をせず、安全・安心な環境で暮らし、生活の立て直しができるよう、市町村と母子生活支援施設が緊密に連携することで、その活用促進に努めます。
- 市町村や医療機関等と連携しながら、家庭での養育が難しい新生児について、特別養子縁組を見据えた里親委託を促進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
親子関係づくりの支援	市町村が実施するペアレント・トレーニング、情報交換の場の提供への支援				
親子再統合に向けた支援	保護者支援プログラムの実施				

② 児童相談所の機能強化

- 増加する児童虐待や各種相談に対し、組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために、児童福祉司や児童心理司等の適切な配置に努めるとともに、各種研修の実施により高度な技術の習得と専門性の向上を図ります。
- 児童虐待への対応力の向上に向け、警察や医師等、知見や経験を有する関係機関と連携を強化するとともに、任期付き職員の活用も含めた弁護士等の常勤配置の検討、司法面接研修等への職員派遣など、法的対応への体制強化を進めます。
- 寄せられた虐待相談や警察等からの虐待通告に対し、児童相談所と市町村との役割分担を適切に行うとともに、保育所や幼稚園、小・中学校等との連携強化により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。
- 新たな一時保護施設の設備運営基準に基づき、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員や専門職員の適正な配置に努めるとともに、個室化や小規模ユニット化を推進し、こども一人一人の状況に応じた適切な処遇を行うことができる環境整備に取り組みます。
- 児童虐待事案へ迅速・的確に対応するため、児童相談所におけるDXの推進や第三者評価の適切な実施、市町村や警察等との連携により、児童相談体制の機能強化に努めます。
- 児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、各児童相談所において、職員のメンタルケアに取り組みます。
- 児童福祉施設等に併設する一時保護専用施設や里親など地域における多様な一時保護委託先を確保するとともに、重症心身障がい者をはじめ、重複障がいがある等、特別なケアを要する児童の一時保護受入れ先の確保に努め、こどもの権利や個別性を重視した環境整備を推進します。
- 児童相談所において、一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、改正児童福祉法において導入される一時保護開始時の司法審査の円滑な実施はもとより、対応マニュアルの整備・活用や定期的なアセスメントの徹底により、必要最小限の日数による一時保護とするよう取り組みます。
- 児童虐待による死亡事例等の重大事例については、児童相談所において地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
こども家庭ソーシャルワーカー資格取得の促進	資格取得のための支援継続				
一時保護施設の環境整備	計画・整備				

施策の方向（２） こども家庭支援体制の強化

虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭や、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

このため、こども家庭センターの設置や家庭支援事業を促進するとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや、支援の担い手である民間団体と一体となって継続的に支える、こども家庭支援体制の強化を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

こども家庭センターの設置数（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

—

指標の説明

母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置が、市町村としての包括的な相談支援体制の強化の指標となるため、選定

令和11年度目標

24市町村

設定の考え方／得られる成果

全市町村での設置を目指し、目標値を設定
この目標達成により、地域の保育所、学校などや地域の担い手である民間団体と一体となって継続的に支える、こども家庭支援体制の強化に寄与

施策と実現に向けた工程表

① 市町村の相談支援体制の強化

- 虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進します。
- 県は市町村のコーディネーターとしての役割を支援することとし、虐待対応については、市町村と児童家庭支援センターの活用や地域における関係機関との支援の一体性・連続性の確保を図るため、児童虐待対応に関連する情報等について、適時・適切に提供するとともに、民間団体の要保護児童対策地域協議会への参画を推進し、地域の見守り体制を強化します。
- 市町村のこども家庭支援の充実が図られるよう、市町村職員の専門性向上に向けた研修を実施するとともに、県から家庭支援に関わる情報を適時・適切に提供します。
- 市町村における、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進を支援します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
市町村における虐待対応力の強化	民間団体との連携／地域の見守り強化				
市町村職員の専門性の向上に向けた研修の実施	児童相談所への受入れ研修・専門性強化の研修の充実				

② 家庭支援事業の促進

- 虐待等に至る前の予防的支援策として、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村に対して必要な支援を行います。
- 市町村に対して、家庭支援事業の実施にあたり、児童養護施設等の活用を促すとともに、児童養護施設等に対しては、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行い、施設の多機能化・機能転換の取組を推進します。
- 市町村が子育て短期支援事業について、そのニーズに十分に対応できるよう、児童養護施設等における利用枠の拡充を進めるとともに、里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、市町村と連携して取り組みます。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
子育て短期支援事業における里親・ファミリーホームへの委託推進	制度の普及啓発／フォスタリング機関等による支援の実施				

施策の方向（3） 社会的養護が必要な子どもへの支援

社会的養護を必要とするすべての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等を推進します。

また、施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族のサポートが消極的であるといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、自立支援を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

里親等委託率（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

3歳未満	12.5%
就学前	32.5%
学童期以降	14.5%



令和11年度目標

3歳未満	75%
就学前	75%
学童期以降	50%

指標の説明

里親等委託率：家庭で適切な養育が受けられないため施設や里親のもとで生活している子どものうち、里親やファミリーホームなど、家庭と同様の養育環境で生活している子どもの割合を表す指標

「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、この指標を選定

設定の考え方／得られる成果

国が示す目標値と同等の目標値を設定
この目標達成により、代替養育を必要とする子どもにとって、温かく安定した家庭での養育が行われ、愛着関係の形成や健やかな育成につながり、子どもの最善の利益の保障を実現

施策と実現に向けた工程表

① 里親等の推進、施設の小規模化・地域分散化等の推進

- こどもの最善の利益を実現し、家庭養育を推進するため、里親のリクルートからマッチング、委託後の支援まで一貫した里親支援を行う里親支援センターやフォスタリング（里親養育包括支援）機関の設置等により、里親支援を包括的に行い、里親委託等を推進します。

また、特別養子縁組についても、乳児からの里親委託を積極的に行うことで、永続的解決（パーマネンシー保障）が確保できるよう推進します。

- 児童の養育や保護者対応等のノウハウを持っている児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図り、セーフティネットとしての代替養育の場の確保に努めます。

- DV被害や児童虐待を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援が受けられるよう、適切な情報提供等の支援により活用促進に努めます。
- 児童養護施設等において、できる限り良好な家庭的環境による養育を行うための小規模かつ地域分散化、高機能化等について、地域の実情に即した取組を推進します。
- 乳児院や児童養護施設等がその専門性を活かし、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関としての役割を担えるよう、施設の多機能化・機能転換を推進します。
- 乳児院や児童養護施設等が、こどもに対し、質の高い養育を提供するため、施設職員が参加する研修や施設内で行う専門性向上研修に対する支援を行い、施設職員のスキル向上につなげます。
- 児童自立支援施設については、その運営等の在り方について、定期的に話し合う場を設けるとともに、専門医や心理療法担当職員が治療や支援を行う児童心理治療施設の設置について、関係機関による検討を行うなど、ケアニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう体制強化に取り組みます。
- 児童自立支援施設や児童養護施設等において、必要な備品の購入や更新、設備の改修等を計画的に進め、入所児童等の養育環境の改善を図る取組を支援します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
里親支援センターの設置	設置推進・支援充実				
養育里親、専門里親、養子縁組 里親それぞれの里親登録数の増加	支援充実・啓発強化				
施設における入所児童等の 養育環境の改善	既存設備の見直し・改修				

② 社会的養護自立支援の推進

- 社会的養護により育ったこどもが、社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。
- 年齢により支援が途切れ、困難な状況とならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用するとともに、その後も必要性を判断し、児童自立生活援助事業に確実につなげます。
- 里親委託解除や児童養護施設等退所後も寄り添って、就労や進学をはじめ生活全般にわたる相談や情報提供、仲間づくりの機会を提供するなど、社会的養護自立支援拠点事業を推進します。
- 社会的養護経験者が帰省先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援を行います。
- 親からの虐待等に苦しみ、安全・安心な居場所や様々な支援を求める10代～20代のこども・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる居場所（こども若者シェルター等）づくりに取り組みます。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
退所後の切れ目のない支援	生活就労相談の充実／居場所の提供				

基本目標 5

結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります

施策の方向（1） 若者のライフデザイン実現への支援

結婚したい方の希望を叶えるため、「とくしまマリッジサポートセンター(マリッサとくしま)」を拠点として、市町村や企業等と連携しながら、多様な出会いの機会を創出するとともに、県下における結婚支援の取組の促進や気運醸成を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

ライフデザイン形成に取り組む学校・団体の数（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

4校

指標の説明

県と連携して、ライフデザイン形成のための講座等を行う学校・団体の数

若い世代に対する、将来のライフデザインを考える機会の提供が、結婚や子育て等に対する意識醸成につながることから、この指標を選定

令和11年度目標

100校・団体(R7～R11の累計)

設定の考え方／得られる成果

毎年、20校・団体での実施を目指し、目標値を設定

この目標達成により、若い世代が、自身のライフデザインを思い描き、結婚や子育て等に対し夢や希望を持てる社会の実現に寄与

施策と実現に向けた工程表

① ライフデザイン形成の推進

- 若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含む自らのライフデザインを考える機会を提供するとともに、結婚、子育て等に対して夢や希望を持つことができるよう意識醸成を図ります。
- 学校と連携し、乳幼児や母親との触れ合い体験や交流などを通じて、親の役割や子育て、子どもを産み育てるということについて、学び考える機会を提供し、妊娠・出産、子育てについて正しい知識の普及啓発・教育を推進します。
- 若者が個人の多様な生き方やライフデザインを描けるよう、企業等と連携して、「世代や立場の異なる多様な参加者」と交流し、対話する場を提供します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
ライフデザインを考える機会の提供		講座の充実・若い世代の意識醸成			

② 官民連携による結婚支援

- 「とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）」を拠点とした広報活動やマッチング、イベント等の開催により、新たな出会いや交流の場を創出します。
- 「マリッサとくしま」のマッチングシステムについて、ビッグデータやAIの活用などによる充実強化を図ります。
- 新たな出会いをサポートする「阿波の縁むすびサポーター」を対象とした研修会や交流会を開催し、サポーターのスキルアップに取り組みます。
- 市町村や企業・団体等と連携し、地域資源の活用や様々な場の提供等により、出会いイベントやセミナー等の充実を図ります。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
マリッサとくしまを拠点とした出会いの機会の創出	マッチングシステムの強化・出会いイベントの充実				

施策の方向（２） 妊娠・出産に関する支援

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、不妊、予期しない妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産・産後の健康管理に係る支援など、ニーズに的確に対応した切れ目のない支援を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

不妊治療費助成実施市町村数（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

5市町村

指標の説明

不妊治療に係る費用助成を実施する市町村の数
実施市町村の拡大が、子どもを産むことを希望する方への支援の充実につながることから、この指標を選定



令和11年度目標

24市町村

設定の考え方／得られる成果

全市町村での実施を目指し、目標値を設定
この目標達成により、県下全域で不妊治療に係る支援体制が構築され、妊娠・出産の希望を実現

施策と実現に向けた工程表

① プレコンセプションケアの推進

- 男女を問わず、学校教育段階から成人期に至るまでのライフステージに応じ、思春期ピアによるピア・エデュケーションをはじめ、性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発を図り健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。
- 男女を問わず、将来妊娠を希望する方が、自身の妊孕性（妊娠するための力）を知り、不妊症等の早期発見・早期治療にも資する妊孕性検査について、普及啓発を図り、受診を促進します。
- 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等が、希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図ります。
- 不妊、予期しない妊娠、性感染症や妊娠に影響を及ぼす感染症等への適切な相談支援、妊娠・出産・産後の健康管理に係る支援など、ニーズに的確に対応した切れ目のない支援体制の充実を図ります。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
ライフステージに応じたプレコンセプションケアの啓発	正しい知識の普及啓発／相談支援／妊孕性検査の受診促進				

② 不妊症・不育症に関する支援の充実

- 男女を問わず、不妊症や不育症のほか、流産や死産、遺伝学的検査等の悩みに対し、医師や助産師等による正しい知識や治療方法の情報提供・相談指導の充実を図ります。
- 不妊症や不育症に関する検査・治療に係る経済的負担の軽減を図ります。
- こどもを産むことを希望する方が、安心して不妊症・不育症治療を受けられるよう、仕事との両立を支援します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
不妊症・不育症に関する理解の促進	相談体制の充実／正しい知識の普及啓発				
不妊症・不育症治療に係る費用助成	市町村と連携した助成の実施				

施策の方向（3） 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援

周産期医療提供体制や小児医療提供体制の充実確保を図るとともに、妊娠・出産・産後のケアの連続性の担保や乳幼児の健全な育成等に関する支援等について、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して取り組み、希望する方が安心してこどもを産み育てることができる環境整備を推進します。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごしたり、幼稚園・保育所・認定こども園を利用したりするなど、育ちの環境は多様であることから、その多様性を尊重しつつ、教育・保育の提供体制を確保します。

KPI（重要業績評価指標）

保育所等の待機児童数（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

3人

令和11年度目標

0人

指標の説明

保育の必要性が認定されているにも関わらず利用できていないこどもの数

待機児童の減少は、県内どこでも保育サービス等が利用できる状態を示すものであることから、この指標を選定

設定の考え方／得られる成果

待機児童解消の継続を目指し、目標値を設定

この目標達成により、待機児童の解消が図られ、保護者の子育て支援や児童の福祉が向上

施策と実現に向けた工程表

① 妊産婦・乳幼児への支援の充実

- 妊産婦およびその家族が安心してこどもを産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、地域の中核病院及び産科診療所の連携を推進し、周産期医療提供体制の充実強化を図るとともに、西部医療圏における地域周産期母子医療センターについては、周産期医療の現状及びニーズを見据えながら検討を行います。
- 市町村における妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援及び妊婦のための支援給付による経済的支援を推進します。
- 市町村における妊娠期からこどもがおとなになるまでの一連の成長過程の様々なニーズに応じてワンストップで総合的な相談支援を行うこども家庭センターの機能整備を支援し、里帰り出産も含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制構築を推進します。
- 妊産婦健康診査や、妊産婦が抱える妊娠・出産等や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等のピアサポーターによる相談支援を行う産前・産後サポート事業、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等の支援を行う産後ケア事業の充実に向け、市町村における事業推進に必要な広域的連携支援等を行います。

- 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、特定妊婦や若年妊産婦、多胎妊産婦等への支援を推進します。
- 新生児マススクリーニング検査や市町村における乳幼児健康診査等の母子保健事業及び子どもはぐくみ医療費助成事業を推進し、乳幼児をはじめこどもの健康保持増進を図るとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進します。
- 小児医療体制の確保を図り、急な小児の疾病に対応するため、小児救急医療拠点病院及び小児救急輪番病院の運営支援とともに、休日・夜間における電話やオンラインによる相談体制の整備等を推進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
産前・産後ケアの充実	支援の充実・強化				
	産後ケアの広域的連携支援				

② 教育・保育の提供体制の確保

- 安心して子どもを預けられる体制を整備するため、保育現場における職員配置基準の改善や、更なる処遇改善が図られるよう、国や市町村と連携し取組を進めます。
- 新たに保育士を目指す方に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者（潜在保育士）の再就職の促進など、保育士・保育所支援センターを中心に保育人材確保対策に取り組みます。
- 保育士養成施設に在学する学生はもとより、高校生以下の児童生徒を含め、保育士としての就職を目指す人材を確保するため、保育士としての業務内容ややりがい等についての普及啓発を行います。
- 教育・保育を提供する施設・事業者の経営情報の継続的な見える化の実現により、費用の透明性の向上を図ります。
- 保育現場におけるDX促進により、保育士や保護者等の負担を軽減し、子どもに向き合う時間を増やします。
- 保育ニーズに対応するため、必要な保育サービス量の確保を図ることとし、提供体制について、必要に応じ市町村の区域を越えた広域調整の役割を担います。
- すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園制度（こども誰でも通園制度）を推進します。
- 質の高い教育・保育等の提供を行うため、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等の研修の充実を図るとともに、幼保小の合同研修の実施や交流等により相互に教育・保育についての理解を深め、こどもの豊かな育ちにつながる連携を促進します。

- 学校等が子どもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、職員のメンタルヘルスケアに取り組めます。
- 保育所等において食育を推進し、こどもの健やかな発育・発達を支援します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
保育人材の確保 及び資質の向上	マッチング機能の強化／業務効率化の推進／研修の充実				

施策の方向（1） 子育て家庭の負担の軽減

理想とすることどもの数を持ってない大きな理由の一つが、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった状況にあることから、子育て家庭への支援として、保育料や放課後児童クラブ利用料の軽減など、経済的な負担軽減の取組を推進します。

また、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等、様々な子育て支援サービスを推進します。

KPI（重要業績評価指標）

子育て支援パスポート事業協賛店舗数（累計）（出典：徳島県調べ）



令和5年度実績

1,191 件

指標の説明

子育て支援パスポート事業（Go!Go!くつき隊応援事業）の協賛店舗数
協賛店舗数の増加が、地域全体で子育て家庭を応援する社会づくりにつながることから、この指標を選定



令和11年度目標

1,500 件

設定の考え方／得られる成果

毎年50件の新規協賛店舗数の参画を目指し、目標として設定
この目標の達成により、地域全体で子育て家庭を応援する社会づくりに寄与

施策と実現に向けた工程表

① 経済的な負担の軽減

- ライフステージに応じた切れ目のない「子育て応援パッケージ」を構築します。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村と連携し、こどもの医療費への助成を行うとともに、「0歳から2歳まで」に対し、「第1子から」の保育料無償化を見据えた施策に着手し、事業効果を検証します。
- 「子育て世帯」に向け、市町村と連携し、空き家を「住まい」として活用する場合に補助を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。
- 高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、継続して授業料についての支援を行います。
- 子育て世代が希望することどもの数を持てるよう、実効性の高い新たな子育て支援施策について、調査研究を行います。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
こどもの医療費助成	市町村と連携した助成継続				
保育料支援及び放課後児童クラブ利用料支援	市町村と連携した支援継続				
空き家を活用した子育て世帯の住まい確保支援	市町村と連携した補助金支援				

② 子育て支援サービスの充実

- こども及びすべての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援サービスが提供できるよう、市町村が実施する一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等、地域子ども・子育て支援事業について必要な支援を行います。
- 県内の地域子ども・子育て支援事業に従事する人材を確保するため、「子育て支援員」の養成を積極的に行います。
- 子育てに関する支援情報や取組について、ウェブサイトやSNS等を活用し、幅広く効果的に情報発信を行います。
- 市町村、NPO、子育てサークル等と連携し、子育て当事者と地域とのつながりづくり等多様なニーズに応じた子育て支援サービスの効果的な取組を推進します。
- こどもたちの成長には、人生経験の豊富な高齢者の子育て参加など多世代間の交流が重要であるため、次世代育成の支援者として期待される高齢者による子育て支援を推進します。
- PTAやNPO、社会教育関係団体、社会教育施設等と連携・協力し、こどもの生活習慣確立や、読書活動の推進等、家庭教育の支援と充実を図ります。
- 子育て支援パスポートによる、協賛店舗や施設での各種割引・優待サービスや外出支援サービス、設備の提供など、地域の人々や企業、NPO、学校等、あらゆる主体が連携・協働し、地域全体でこどもたちの成長を支え、子育て家庭を応援する社会づくりを進めます。
- 地域と学校が連携・協働して未来を担うこどもたちの成長を支え、地域を創生する活動を促進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
子育て世帯への効果的な情報発信	SNSやWebサイト等での情報発信の強化				

施策の方向（2） 共働き・子育ての推進

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、男性・女性ともに、希望通り気兼ねなく育児休業制度を活用できるよう、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

また、長時間労働の是正や働き方改革を進め、男性の家事・子育てへの参画の促進を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、すべての人が、ともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、共働き・子育てを推進します。



KPI（重要業績評価指標）

「はぐくみ支援企業」の認証事業所数（常時雇用労働者100人以下の事業所数）
（累計）（出典：徳島県調べ）

令和5年度実績

226 事業所

指標の説明

「はぐくみ支援企業」の常時雇用労働者が100人以下の認証事業所数
認証事業所の増加が、子育てに優しい職場環境の実現につながることから、この指標を選定



令和11年度目標

320 事業所

設定の考え方／得られる成果

毎年20事業所の認証を目指し、目標値を設定
この目標達成により、「仕事と家庭の両立」ができる職場環境の拡大に寄与

施策と実現に向けた工程表

① 企業等と連携した子育てと仕事の両立支援

- 社会全体でこども・子育て世帯を応援するという気運を高め、社会の意識改革を進めていく取組を、経済・労働団体と連携しながら展開します。
- 働きやすい職場環境を整備するため、「スマートワークの推進」や「非正規雇用労働者への支援」などを実施するとともに、関係機関と連携し、様々な労働課題の解決に向けた取組を支援します。
- 「一般事業主行動計画」を策定し、仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組を促進します。
- 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる県内企業の事例を紹介するとともに、働きやすい職場環境づくりを推進するうえでの短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直しを促進します。
- 出産や育児等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労等を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施します。

- 子育てしながら自分らしい働き方や自己実現を行う方法として「創業」を選択し、アイデアや感性、趣味や特技を活かした事業を円滑に実施するため、女性目線でのセミナーのほか、先輩女性起業家や様々な支援機関と連携し、サポートするとともに、創業を目指す者の資金調達の円滑化を図るため、創業者向け融資制度の充実・強化に取り組みます。
- 各産業において、女性活躍の場の拡大に向けた支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 病院に従事する職員等のために保育施設を運営する事業について助成することにより、医療の現場等における仕事と子育ての両立を支援します。
- 徳島県職員においては、「徳島県特定事業主行動計画」にのっとり、テレワーク等の柔軟な働き方の推進、超過勤務の縮減、子育て支援、男性の育児休業取得促進、女性職員の活躍推進等の取組を進め、職員の子育てと仕事の両立支援等を図っていきます。
また、計画に基づく取組状況については、毎年度、職員で構成する推進委員会においてフォローアップし、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
スマートワークの推進	導入に向けた普及・啓発				
「はぐくみ支援企業」認証の魅力向上	認証制度の周知・啓発／インセンティブの充実				
徳島県男性職員の育児休業取得促進	周知・啓発の促進、働きやすい職場環境づくりの推進				

② 男性の育児・家事への主体的な参画

- 男女がともに働き、子育てできる職場づくりに取り組む企業等に対し、奨励金を支給するなど、取組を後押しするための支援を行います。
- ひとりで育児を抱え込まず、夫婦（または保護者）の協働を中心に、子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児（＝「チーム育児」）を、子育て家庭のロールモデルとして普及啓発していきます。
- 男性が育児参加しやすい職場づくりは、社員の仕事力、人間力の向上にもつながることから、経営者や管理職に対する研修会の開催や企業等へのアドバイザー派遣などにより、子育てしやすい職場づくりを推進します。
- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた普及啓発等に取り組みます。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
県内企業における男性の育児休業取得促進	企業への奨励金や伴走支援等による取得促進				

施策の方向（3） ひとり親家庭への支援

こども・若者の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭の子育てを支え、自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ります。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等を行います。



KPI（重要業績評価指標）

ひとり親家庭の医療費（保護者の通院費）助成実施市町村数（出典：徳島県調べ）

令和5年度実績

—

指標の説明

ひとり親家庭の医療費助成実施市町村数の内、親の通院部分を助成対象としている市町村数

ひとり親家庭の親が受診しやすい環境を作ることにより、経済的負担を軽減し、生活の安定が図られることから、この指標を選定



令和11年度目標

24市町村

設定の考え方／得られる成果

全市町村での実施を目指し、目標値を設定
ひとり親家庭の経済的安定と健康増進が図られ、こどもの健やかな成長に寄与する

施策と実現に向けた工程表

① 生活の安定を図る支援

- ひとり親家庭へ医療費助成を行う市町村に補助金を交付することにより、ひとり親に係る医療費の自己負担軽減を図ります。
- ひとり親家庭の教育費に係る負担を軽減し、生活の安定を図ります。
- ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、母子・父子自立支援員や地域の支援者、母子家庭等就業・自立支援センター、教育機関、市町村などの関係機関が連携し、ひとり親家庭等にワンストップで総合的な支援を行う体制の強化を図ります。
- ひとり親世帯や多子世帯などの生活の場が確保できるよう、公営住宅の優先入居を行います。
- ひとり親が病気や仕事などでこどもの養育が一時的に困難になった場合に、家庭生活支援員の派遣による日常生活支援事業や、児童養護施設や乳児院で短期間こどもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）が利用できるように支援します。
- 児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の経済的安定のため、無料の弁護士相談や手続き費用の立て替え等、様々な制度を活用し、養育費の確保に向けた支援を行います。

- ひとり親一人一人のニーズに合わせた必要な支援をタイムリーに届けるため、時間や場所に縛られないインターネットやSNS等を用いた情報提供の充実を図ります。
- 配偶者等と離別して自立しようという意思を持つDV被害者等に対して、安全・安心確保のための仮住居の提供、相談、援助を行い、早期の自立を促進します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
ひとり親家庭の医療費助成	市町村と連携した助成継続・保護者への支援拡大				
母子父子自立支援プログラム策定支援	母子・父子自立支援員による支援強化				
養育費の確保に向けた支援	弁護士相談や手続き費用への支援				

② ひとり親の就労・就業支援の推進

- ひとり親が子育てと仕事を両立しながら生活の安定を図ることができるよう、自立支援プログラムの策定を行うとともに、関係機関と連携しながら、ひとり親に寄り添ったよりきめ細かな就業支援や、企業の雇用ニーズに応じた所得の増加が期待できる講習会を実施します。
- ひとり親が子育てと仕事の両立ができるよう、市町村と連携し、延長・休日・夜間保育、病児・病後児保育や一時預かりが利用できるように支援します。また、安心して就業、求職活動、職業訓練を行うことができるよう、市町村において保育所、認定こども園等の利用機会を確保します。
- ひとり親家庭が安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施するとともに、修業中の給付金支給や貸付制度などハローワークと連携して実施します。

具体的な取組	2025	2026	2027	2028	2029
ひとり親家庭の就労相談支援	母子家庭等就業・自立支援センターの機能強化				
ハローワークとの連携強化	連携の強化・支援				

2 施策の総合的推進体制の整備

すべてのこどもが笑顔になれる「こどもまんなかとくしま」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進していくためには、徳島県こども計画に基づく各種事業を実施する庁内の各部局と相互に連携を図るとともに、市町村や各種団体等の関係機関とも緊密に連携し、実効性ある事業を推進していく必要があります。

また、施策の進捗状況や推進目標の状況を点検・評価し、こども施策に関する県民ニーズや社会環境の変化を的確に捉え、計画の評価・見直しを行いながら事業を実施していきます。

1 計画の推進体制の整備

(1) こども・若者、子育て当事者の意見聴取とその反映

こども施策の策定・実施・評価にあたっては、こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、その意見を反映させるために必要な措置を講じながら、施策を推進します。

(2) 県における推進体制

こどもに関する事業関係者や学識経験者、公募委員等から構成される「とくしまこども未来会議」から幅広く意見を聴き、関係各部局が一体となり庁内における推進体制において、こども施策を総合的に推進します。

(3) 事業者、関係団体等との連携強化

- ・ 仕事と子育ての両立支援や若い世代の雇用促進等の取組には、企業の協力が不可欠であることから、経済・労働団体、企業等と連携・協力して、積極的な啓発活動を推進します。
- ・ NPO法人、子育てサークル等の団体が相互に連携を図り、地域全体で積極的に子育て家庭を支援するとともに、こどもの居場所の提供や安全対策等の取組を推進します。

(4) 国及び市町村との連携

- ・ こども大綱を踏まえ、こども関連の国の支援施策や情報等を活用するとともに、国の関係機関とも連携を図り、効果的に施策を推進します。
- ・ こども施策を推進する上で、県民に身近な市町村の役割は非常に重要であることから、市町村との連携を一層密にし、協働して施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理・見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、成果目標の達成状況、施策の効果や課題等について、とくしまこども未来会議において意見をいただき、点検・評価を行います。また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化に対応した実効性のある計画を推進します。

(2) 計画の見直し

徳島県のこどもを取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容については、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に反映します。

3 KPI（重要業績評価指標）一覧

No.	基本目標	施策の方向	KPI（出典：徳島県調べ）
1	1 こどもの権利を大切にします	(1)こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等	公立学校における「こどもの権利」の学習実施率 令和5年度実績 - 令和11年度目標 100%
2		(2)こどもの意見表明・社会参画の促進	こどもの意見表明の場への参加者数（延人数） 令和5年度実績 - 令和11年度目標 5,000人
3		(3)こどもの権利擁護、個性の尊重	生徒主体の校則見直し 令和5年度実績 公立学校 84.1% 令和11年度目標 公立学校 100%
4	2 こどもの健やかな育ちを支えます	(1)誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり	「こどもの居場所」箇所数（累計） 令和5年度実績 161箇所 令和11年度目標 240箇所
5		(2)いじめ防止、不登校のこどもへの支援	いじめの解消率 令和5年度実績 92.6% 令和11年度目標 100%
6		(3)障がい児・医療的ケア児等への支援	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置している市町村数 令和5年度実績 18市町村 令和11年度目標 24市町村
7	3 困難な環境にあるこどもを支援します	(1)こどもの貧困の解消に向けた対策	ホームフレンドの派遣回数 令和5年度実績 102回 令和11年度目標 150回
8		(2)ヤングケアラーへの支援	子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数 令和5年度実績 - 令和11年度目標 24市町村
9		(3)夢や希望を諦めないための高等教育等の修学支援	「徳島県奨学金返還支援制度」助成候補者の認定申請者数 令和5年度実績 183人 令和11年度目標 1,500人（R7～R11の累計）

※「こどもの居場所」箇所数（累計）：目標値を180箇所→240箇所に上方修正（R8.3）

No.	基本目標	施策の方向	K P I (出典：徳島県調べ)
10	4 社会的養育を 推進します	(1)児童虐待防止対策等の更なる強化	こども家庭ソーシャルワーカー養成に係る研修等の受講者数(累計) 令和5年度実績 ー → 令和11年度目標 67人
11		(2)こども家庭支援体制の強化	こども家庭センターの設置数 令和5年度実績 ー → 令和11年度目標 24市町村
12		(3)社会的養護が必要なこどもへの支援	里親等委託率 令和5年度実績 3歳未満 12.5% 就学前 32.5% 学童期以降 14.5% → 令和11年度目標 3歳未満 75% 就学前 75% 学童期以降 50%
13	5 結婚、妊娠・出産の希望が 叶う環境をつくります	(1)若者のライフデザイン実現への支援	ライフデザイン形成に取り組む学校・団体の数 令和5年度実績 4校 → 令和11年度目標 100校・団体 (R7~R11の累計)
14		(2)妊娠・出産に関する支援	不妊治療費助成実施市町村数 令和5年度実績 5市町村 → 令和11年度目標 24市町村
15		(3)妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援	保育所等の待機児童数 令和5年度実績 3人 → 令和11年度目標 0人
16	6 子育て支援を充実します	(1)子育て家庭の負担の軽減	子育て支援パスポート事業協賛店舗数(累計) 令和5年度実績 1,191件 → 令和11年度目標 1,500件
17		(2)共働き・共育での推進	「はぐくみ支援企業」の認証事業所数(常時雇用労働者100人以下の事業所数)(累計) 令和5年度実績 226事業所 → 令和11年度目標 320事業所
18		(3)ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の医療費(保護者の通院費)助成実施市町村数 令和5年度実績 ー → 令和11年度目標 24市町村

4 ライフステージ別の主な取組

小学校に入るまで (誕生前～6才)

子どもを持つことを希望する方が、医師や助産師などに、相談したり検査を受けたりできるようにします。(P50)

妊産婦が安心して子どもを産み育てることができるよう、必要な支援を行います。(P49)

子どもが元気でいられるように、必要な支援を行います。(P52)

子どもにとってより良い保育や幼児教育が受けられるようにします。(P52)

学童期・思春期 (6才～18才)

生徒が主体的に参画する校則見直しを毎年行います。(P26)

地域の人と一緒に勉強や体験をしながら過ごせる居場所を増やします。(P27)

いじめを早く見つけたり相談しやすくするなど、いじめを防止します。(P31)

子どもの状況に応じて、いろいろな学びが選択できる環境をつくります。(P31)



すべての年齢の子ども・

子ども・若者が権利の主体であることを、子ども・若者自身やおとなに広く知らせます。(P21)

子ども・若者が自分の思いや意見を言いやすくし、意見を徳島県の取組に反映します。(P23)

いろいろな遊びや体験活動ができるようにします。(P27)

経済的な理由で夢や希望を諦めることのないよう、教育や生活などを支援します。(P35)

青年期 (18才～)

経済的な理由で自分のやりたいことを諦めることがないように、大学などに進学するための支援を行います。(P40)

子ども・若者が自立し、経験を積んでいけるようにサポートします。(P36)

結婚したい人の希望が叶うよう、市町村や企業と協力しながら出会いの場をつくりまします。(P48)

子どもを産み、育てたい人の希望が叶うよう、必要な支援を行います。(P51)



子育て当事者

子育てや教育に係る経済的な負担を少なくします。(P54)

地域の中に、子育ての悩みを相談できる人や場所を増やします。(P55)

保護者が協力して仕事と子育てをできるように、働き方を変え、男性がもっと家事や育児をできるようにします。(P56)

ひとりで子育てをしている家庭に、必要な支援を行います。(P58)

・若者のための取組

ふだんから家族の世話などを行っているヤングケアラーに気づき、支援を受けられるようにします。(P37)

障がいのある子ども・若者も一緒に活動できるようにし、地域での支援も強化します。(P33)

児童養護施設などで生活するこどもの声を聴き、必要なサポートにつなげます。(P45)

子どもや子育てに関する情報や支援が、必要な人に届くように、SNSなども使ってお知らせします。(P55)

5 こどもの意見聴取結果

本計画の策定にあたり、約3,000人のこども・若者の皆さんから意見をいただき、その声を計画に反映しています。

方法	参加者	実施時期	テーマ
中学校でのワークショップ	中学生 延べ312人	令和6年 6～7月	・こどもの居場所 ・こどもの意見表明 ・結婚・子育て 等
高等学校でのとくしまこども 未来会議委員と生徒の 意見交換会	高校生 計36人	令和6年 7月	・こどもの居場所 ・こどもの権利 ・結婚・子育て 等
いけんひろば(出張型)の実施 (児童養護施設・フリースクールへの訪問)	施設を利用する こども 計28人	令和6年 7～8月	・自分らしく過ごせる居場所 ・やってみたいこと、学んで みたいこと 等
WEBアンケート調査 (県民目安箱「今これ!とくしま ボックス」)	小学生から大学生 計2,018人	令和6年 8～9月	・こどもの意見表明
こどもの居場所からの 意見聴取 (放課後児童クラブ、こども食 堂等の職員へのアンケートに より、施設を利用している こどもの意見を聴取)	居場所職員からの 回答 計274人	令和6年 8月	・居場所について こどもが望んでいること 等
SNSを活用した意見聴取 (オープンチャット)	小学生から大学生 延べ106人	令和6年 12月	・徳島県こども計画(素案)
WEBアンケート調査 (県民目安箱「今これ!とくしま ボックス」)	小学生から大学生 計135人	令和6年 12月	・徳島県こども計画(素案)

計画に反映した主な意見

こどもの権利・意見表明について

こどもの権利

- こども一人一人にきちんとした権利を。 (中学生)
- こどもの権利について、大勢に知らせたほうがいい。 (小学生)
- こどもが意見を表明する権利があることを初めて知った。今までは大人が意見を表明できるのかと思っていた。 (小学生)
- こどもだからダメと言わないで、チャンスがほしい。 (小学生)
- 大人もこどもも平等。 (高校生)
- 意見は聞いてくれても行動をしてくれないことが多いように感じる。 (チャット)

個性の尊重

- みんなが生きやすい社会になってほしい。 (中学生)
- もっとお互いが相手を尊重しあっている社会になってほしい。 (中学生)
- 障がいや LGBTQ など、みんなが多様性を認めていける社会になってほしい。 (中学生)
- 様々な意見が反映され、生活しやすい社会になってほしい。 (中学生)
- 校則の自由を増やしてほしい。 (中学生)
- 色々な意見を聞いて反映してもらえれば、多様性を大切にすることにもつながると思う。(チャット)

意見表明

- こどもには大人にない新しい考え方やアイデアがあるから、自由に発言できる場がほしい。(中学生)
- 徳島県が今よりもっといい県になればいいなと思っているし、そのために自分たちの意見をもっと気軽に言えるようにしたい。 (小学生)
- 年齢に関係なく意見を言える世の中になってほしい。 (中学生)
- 実際に意見を言おうとすると言葉にできなかつたりするから、ネットで言えたらいい。(中学生)
- 社会に出て働いている人とも話ができれば勉強になると思う。 (チャット)

計画に記載したところ

こども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発(P21)

⇒こどもの権利の学習実施、社会全体での共有等について記載しました。

一人一人の人権を尊重する人権教育の推進(P22)

⇒こども・若者に対する不当な偏見をなくすための、人権教育の推進等について記載しました。

こども・若者が意見を表明しやすい環境整備(P23)、多様な意見のこども施策への反映(P24)

⇒こども・若者の意見表明の場づくりを推進し、意見を施策へ反映するよう取り組むこと等を記載しました。

こどもの権利擁護の強化(P25)

⇒児童養護施設等における、こどもが意見を表明しやすい環境の整備等について記載しました。

校則等の見直し(P26)

⇒生徒による主体的な校則見直し等について記載しました。

こどもの居場所、学びや体験活動等について

居場所

- 意見を否定せずに聴いてくれる人がいると安心する。(中学生)
- 自分のことを受け入れてくれる人がいること。(中学生)
- 周りの目を気にしなくていい場所。(高校生)
- 自分の好きなことを好きな時間にできる場所。(中学生)
- 居場所へ行きやすくなるための交通手段が必要。(中学生)
- インターネット空間。(中学生)

遊び・体験活動

- 静かに遊べる空間がほしい、のびのび遊びたい。(小学生)
- 学童ではおうちではできないことができて楽しい。(小学生)
- ゲームやスポーツを通して新しい友だちを作る場所がほしい。(中学生)
- 好きなことをのびしたい。(中学生)
- こども食堂では友だちや地域の人と話しができて楽しい。(小学生)
- 定期的に地域の人と集まって話す場所が欲しい。(中学生)

学び

- 将来、自分にあった仕事を見つけたい。(中学生)
- 受験勉強ができる自習室がほしい。(中学生、高校生)
- 資格(看護師・弁護士等)をとりたいので、サポートがあるといい。(中学生、高校生)
- 誰もが進学できる社会になってほしい。(高校生)
- 色々な可能性を知り、世界をみることができたら、選択肢が広がって好きなことができる人が増える。(高校生)

計画に記載したところ

こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進(P27)

- ⇒地域にある多様な居場所等が若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むこと、公共交通ネットワークの充実等について記載しました。
- ⇒学習やスポーツ、文化や芸術等に触れる様々な機会や体験活動の充実等について記載しました。

いじめ防止、不登校等への対応と支援(P31)

- ⇒フリースクール等と連携した多様な体験・交流活動の充実等について記載しました。

高等学校等の授業料の負担軽減(P39)

- ⇒各種修学支援制度の活用による高校生等への修学機会の確保等について記載しました。

高等教育の修学支援(P40)

- ⇒高等教育の修学支援新制度や、奨学金返還支援制度の周知・実施等について記載しました。

様々な状況に応じた支援

いじめ防止、不登校への支援

- 不登校でも勉強を教えてもらえる場所がほしい。 (中学生)
- いじめをなくすのは頑張ってほしい。 (中学生)
- 不登校の子も同じようにたくさんの支援が受けられるのはいいと思う。 (中学生)
- 家族や友だちに相談ができない人のための支援は大切だと思う。 (チャット)
- いじめ相談など、今ある制度をもっと使いやすくするなど新しいものだけでなく改善もしてほしい。 (大学生)

児童虐待の防止等

- 子育てに悩んでいる保護者を支援して虐待を防ぐ取組は、必要不可欠。 (中学生)
- 家庭で悩んでいたら相談できる場所があると、親も子どもも安全・安心に成長できると思う。 (大学生)
- ニュースをみていると虐待やヤングケアラーで困っている子はたくさんいると思うので、助けてあげられる支援は必要。 (高校生)
- 母親の悩みを聞くなどの対策をすることで、児童虐待を防ぐことが期待できるかなと思う。 (大学生)

経済面への支援

- 経済面で進学を諦める若者や子どもを産むことを諦める若者は多いと思う。私も自分が進みたかった大学に経済面でいけなかったため、積極的に支援をして欲しい。 (大学生)
- 大学に行きたい。奨学金の返済が大変そうなので、支援してほしい。 (高校生)
- 自分に合う仕事を見つけ、経験をつんでいけるように支援してくれて、給料があがるようにしたり働きやすいようにしてもらえたらいい。 (チャット)
- 若いうちから老後に備えてお金を貯める余裕があるか不安。 (チャット)

計画に記載したところ

いじめ防止、不登校等への対応と支援(P31)

- ⇒いじめ防止やいじめの解消に向けた取組について記載しました。
- ⇒不登校の子どもや保護者の孤立防止のため、フリースクール等と連携した取組について記載しました。

多様な相談体制等の充実・周知(P32)

- ⇒悩みを抱えている子ども・若者や子育て家庭等が相談できる相談体制の充実について記載しました。

子ども・若者の就労支援(P36)

- ⇒若い世代の所得向上について記載しました。

ヤングケアラーの早期把握・早期対応(P37)、寄り添い支援(P38)

- ⇒ヤングケアラーの支援体制強化や居場所づくりについて記載しました。

高等教育の修学支援(P40)

- ⇒高等教育の修学支援新制度や、奨学金返還支援制度の周知・実施について記載しました。

市町村の相談支援体制の強化(P43)

- ⇒虐待への予防的な対応等、市町村の相談支援体制の強化について記載しました。

結婚・子育てのイメージ

- 幸せそう。幸せが2倍になる。(中学生)
- お互いの人生を支えあうこと。(中学生)
- 人生が、充実しそう。(中学生)
- 結婚は幸せな家庭を築く第一歩。(中学生)
- 決めるのは個人の自由。(中学生)
- 子育てをするなら、徳島に帰ってきたい。(高校生)
- 多様な、みんなの希望が叶う社会になればいいと思う。(チャット)
- 結婚はキャリアアップの足かせになる。(中学生)
- 好きなことができなくなる。生活が一変しそう。(中学生)
- 情報が少ない。(中学生)
- 育児にお金と時間がかかりそう。(中学生)
- 家事や子育てが上手くいくかどうか心配。(中学生)
- 自分に余裕がなくなる。(中学生)
- 仕事をしながらだと、なんとなく大変そう。(チャット)

必要な支援

- 結婚・子育てに夢がある、気軽と思えるようにしてほしい。(中学生)
- 若いうちから結婚のことを詳しく知っておきたい。(高校生)
- 結婚しやすいように人と人との交流の機会が必要。(中学生)
- 共働きの支援を手厚くしてほしい。(高校生)
- 子育てに関する情報の周知。(中学生)
- 男性でも育休をとりやすい社会になってほしい。(中学生)
- 子育てを皆で協力してできる地域になればいい。(大学生)

計画に記載したところ

ライフデザイン形成の推進(P47)

⇒結婚・子育て等に希望がもてるよう、ライフデザインを考える機会の提供等について記載しました。

官民連携による結婚支援(P48)

⇒結婚を望む方の希望が叶うよう、出会いの機会の創出等について記載しました。

プレコンセプションケアの推進(P49)

⇒ライフステージに応じたプレコンセプションケアの啓発等について記載しました。

妊産婦・乳幼児への支援の充実(P51)

⇒希望する方が安心して子どもを産み育てることができる環境整備等について記載しました。

子育て支援サービスの充実(P55)

⇒子育て世帯への効果的な情報発信や地域全体で子どもを支える社会づくり等について記載しました。

企業等と連携した子育てと仕事の両立支援(P56)

⇒働きやすい職場環境の整備等について記載しました。

男性の育児・家事への主体的な参画(P57)

⇒男性の育児休業取得促進等について記載しました。

とくに頑張してほしいこと

- こどもに寄り添った取り組みだと思えます。これまで、若者の意見が徳島県の取り組みに反映されていると感じることがほとんどなかったため、この取り組みが実現され、徳島の状況が今の現状より更に発展していけば良いと思いました。(大学生)
- こどもの虐待死やヤングケアラーなどが社会問題となっているので、6つの目標にある、③困難な環境にあるこどもの支援や、④社会的養育の推進は、特に優先して取り組んでほしいと思えます。(チャット)
- 自分が不安に思うことを気軽に相談できる社会であればいいなと思う。(大学生)
- いろいろな分野の取り組みが書かれていて、いいと思いました。実際に取り組みが進んでいかないことこどもの幸せは実現されないと思うので、頑張してほしいです。(中学生)

資料の見せ方や工夫

- 自分が対象となる支援について、知りたい。(中学生)
- どのような取組があるのか、もっと具体的に知りたいと思いました。(チャット)
- やさしい版は親しみやすいイラストでこどもも興味をもちやすい。(チャット)
- わかりやすくまとめられていて、とても見やすいと思いました。(チャット)

具体的にどのような取組を進めるのか、計画の中に「工程表」を掲載するとともに、対象となる施策が分かりやすいように「ライフステージ別の主な取組」を整理しています。

「徳島県こども計画」が完成したら、イラストや分かりやすい言葉を使った概要版を作成し、皆さんにお知らせします。

修文に結びつかなかった意見

- 教員への負担をもう少し減らすようにしてほしい。(チャット)
- 中学生が高校の行事に参加できる機会を増やす等高校の特色をみれるようにしてほしい。(中学生)
- 5年間とか期間を定めずに、継続していくべき取組だと思う。(チャット)

「徳島県教育振興計画」において、詳しい取組が記載されており、連携して取り組んでいきます。

「徳島県こども計画」は令和7年度から令和11年度までの5年間としていますが、計画期間においても評価・進行管理を行いながら、必要な施策は継続的に実施していきます。

いいと思ったところ、期待すること

子どもに対しての支援を徹底したい計画だと感じた。(大学生)

徳島の未来に希望を感じた。(高校生)

子どもが今までより生活がよくなったと実感できるような取り組みを迅速に行ってほしい。(中学生)

この取り組みを通して、笑顔になる人が増えると思った。(中学生)

このような活動を行っていることをもっとたくさんの方に知ってもらえるように、広報活動も工夫すると思います。(高校生)

時代に伴い子どもが置かれる環境が変わってきたことに対して、支援しますよ、という場所があるということに、なにか切羽詰った時に助けになってくれる安心感を感じました。(大学生)

「子どもまんなかとくしま」はとてもいい取り組みだと感じた。10年後などに取り組みによってどう変わったかなど知りたい。(大学生)

いいとおもいます!!!!!!(中学生)

すべての子どもが笑顔になれる、を実現してほしいです。(チャット)

難しいことなので、実現できるのか疑問です。でも、難しいことだからこそ実現してほしいし、できる限りのことは協力したいです。(中学生)

自分たちの意見が直接届いているようでよかった。(中学生)

子どものことを考えてくれていると思いました。(小学生)

この計画をがんばって作って実現させてください。(小学生)



- 1 用語解説
- 2 徳島県こども計画 策定経過
- 3 とくしまこども未来会議 委員名簿

1 用語解説

あ行

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

インターンシップ

学生等が自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

ウェルビーイング (Well-being)

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、会的に良好な状態にあることを意味する概念。

永続的解決 (パーマネンシー保障)

社会的養育においては、養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、こどもの安定的な養育環境を保障するという考え方。

親子再統合

こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭において親子関係を修復し再構築すること。

か行

家庭生活支援員

ひとり親家庭日常生活支援事業において、ひとり親家庭が、修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、その生活を支援するため、一定の資格を有する者又は研修を修了し登録された者。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数。

高等教育の修学支援新制度等

意欲ある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する制度。令和7年度から多子世帯の学生等については、所得制限なく、授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする。

心のサポーター

こころの病気や不調に対する正しい知識と理解に基づき、家族や同僚等など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う人のこと。こころの病気を持つ人に対する差別や偏見を持つことなく共生できる風土づくりや、こころの不調の早期発見・サポートを担う。

子育て応援パッケージ

結婚、妊娠・出産から子育てまで、ライフステージに応じた、切れ目のない施策を展開するため、関連施策を体系化したもの。

子育て支援員

国の定めた研修(都道府県が実施)を終了し、保育や子育て支援分野の各事業に従事するうえで、必要な知識や技術等を習得したと認められる者のこと。

こども家庭センター

市町村における母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期まで切れ目のない支援を行う機関。

こども家庭ソーシャルワーカー

こども家庭福祉に携わる関係者のこどもや家庭への支援に関する専門的な知識や実践的な援助、ソーシャルワーク機能の強化のため、国において制度化された認定資格。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法（令和5年4月施行）。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

こども施策

こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策や、その他こどもや子育て家庭に関係する施策、こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に関する施策のことをいう。

こども食堂

地域のボランティアがこどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のこと。こどもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。

こども大綱

国において、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるもの。

こども誰でも通園制度

保護者の就労要件を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度。

こどもの居場所づくりアドバイザー

地域で「こどもの居場所」の開設・運営に係る助言や伴走支援を行う者。

こどもの権利

「子どもの権利条約」において定められている成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利。

こどもの最善の利益

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えること。

子どもはぐくみ医療費助成事業

こどもが病気やけがなどで医療機関等を受診した場合の医療費（保険診療）の自己負担分について、県と市町村で助成する制度。

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会（学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」への仕組み。）を設置している学校のこと。

さ行 里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を希望する者で都道府県知事が認定、登録した者。養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親がある。

児童家庭支援センター

地域の児童福祉に関する問題について、地域の住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導等を行うことなどを目的とする施設。

児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設。

社会的養育

社会がこどもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、全てのこどもを対象として支援を行うという考え方。

社会的養護

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、児童養護施設等又は里親家庭等において社会的に養護を行うこと。

周産期医療提供体制

診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な医療提供体制。なお「周産期」とは、妊娠22週から生後7日未滿までの期間をいう。

主権者教育

政治の仕組みについての知識を習得させるだけでなく、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の一員として主体的に担うことができる力を身に付けさせる教育のこと。

生涯未婚率

50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合であり、45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値から算出。

ジョブステーション

(とくしまジョブステーション)

併設する「駅のハローワーク」と連携し、若年者・UIJ ターン希望者等に対して就労支援から職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供している県の機関。

新生児マスクリーニング検査

生後すぐに診断し治療を始めることにより、症状の出現・進行を予防できる生まれつきの病気(先天性代謝異常等)を早期に発見するため、生後4～6日目の赤ちゃんを対象に行う検査。

スクールカウンセラー

児童生徒の心理的な問題などに関して、児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリング等を行うため、学校等へ配置・派遣される心理の専門家。

スクールサポーター

警察署に配置され、地域安全情報等の把握と提供、学校等における児童等の安全確保対策、児童等の犯罪被害防止及び非行防止教育の支援、非行防止・立ち直り支援等に係る活動を行う職員。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校と医療・児童相談所等の福祉関係機関との連絡調整を行い、問題解決を支援していく福祉の専門家。

スクールプロフェッサー

児童生徒の問題行動の解決に向け、高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家。

スマートワーク

テレワークの導入やデジタル技術の活用による柔軟な働き方。

性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を分ける考え方のこと。

相対的貧困率

経済協力開発機構（OECD）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

相談支援従事者

障がいのある人や家族が必要な支援を適切に受けるためのサポート等を行う相談支援専門員や、障がい福祉サービス事業所等においてサービスの内容や品質の管理等を行うサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を指す。いずれも相談支援従事者研修の修了が必須となっている。

た行

地域若者サポートステーション

働くことについて様々な悩みを抱えているニート（15歳～34歳で、家事も通学もしておらず、職業訓練も受けていない者。）などの若者に対し、就職に向けた支援を行う施設。

通学区域制

生徒・保護者の居住地に基づいて、各高校に通学できる区域及び条件を設定する制度。

徳島県子ども未来応援条例ハンドブック

県において制作している「子どもの権利」や「徳島県子ども未来応援条例」について、発達段階に応じ解説するハンドブック。

とくしまマリッジサポートセンター （マリッサとくしま）

結婚を希望する方に出会いの機会を提供するため、県が設置、運営を行う結婚支援センターで、1対1のマッチング（お見合い）や出会いイベント等を開催。

特別支援教育アドバンスセミナー

特別支援教育の最新の知見に基づいた指導方法や指導技術の修得を目的とした、外部専門家による教員対象のオンライン研修会。

な行

認定こども園

小学校就学前の子どもに保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設として、都道府県知事が認定・認可したもの。

妊孕性検査

男女が自身の妊孕性（妊娠する力）を知るために受ける不妊に関する検査。

は行

はぐくみ支援企業

県独自の認証制度により、子どもを産み育てながら働き続けられる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組んでいると認められた企業・法人等のこと。

ピア・エデュケーション

仲間（ピア）同士で、テーマについて、正しい知識・スキル・行動を共有し合うことにより、教え合い学び合うこと。

ピアサポーター

「ピア」とは「仲間・対等」という意味で、身近な立場から仲間として支え合う活動をする者。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的に6ヶ月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。

ひとり親家庭

配偶者との離別や死別などの理由により配偶者のいない女性または男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭。

病児・病後児保育

保護者が就労等により、自宅で、病気になった児童の保育が困難な場合や、保育中に体調不良となった児童について、病院・保育所等で、一時的に保育する事業。

ファミリー・サポート・センター

育児をお願いしたい会員に対して、育児を応援したい会員を紹介し、子どもの預かりや送迎をしてもらうなどの子育てを支援する組織。

ファミリーホーム

社会的養護の一つで、養育者の住居において定員5～6名の児童の養護を行う。

不育症

妊娠をしても、流産、死産などを2回以上繰り返し、結果的に子どもをもつことができない状態のこと。

フィルタリング

インターネットを通じて公開されている情報を一定の基準に基づき選別することで、子どもが有害情報を閲覧・視聴することを制限する機能。

フォスタリング（里親養育包括支援）機関

里親のリクルートや研修、子どもと里親等とのマッチング、里親委託前後の支援を包括的に行う機関。

不妊症

妊娠を望む健康な男女が、避妊をしないで性生活をしているにもかかわらず、1年以上妊娠しない状態のこと。

フリースクール

不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間施設。規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

ペアレンタルコントロール

子どもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理するため、利用時間の制限、不適切なサイトや動画の閲覧制限、アプリのダウンロード制限といったことを、保護者の端末から設定し、管理すること。

ペアレント・トレーニング

保護者に子育てに関する知識と技術を提供する教育プログラム。

ペアレント・メンター

発達障がいのある子どもを持つ親等であって、その子育て経験を活かし、発達障がい児の育て方について体験談や助言を行う人。

放課後児童支援員

放課後児童クラブにおいて、利用者の支援に従事する職員。

ホームフレンド

ひとり親家庭の児童の心の葛藤を緩和し、孤立化を防ぐため、児童のよき理解者として悩みを聞き、心の支えになるために児童の家庭に派遣する大学生等。

ポジティブ行動支援

障がいの有無に関わらず、望ましい行動を効果的に教え、その行動ができた際に賞賛や承認をすることにより、全ての幼児児童生徒が主体的に適切な行動を学ぶ教育方法のこと。

ま行

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ユニバーサルカフェ

子どもから高齢者、障がい者をはじめ、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、サービス提供の担い手にもなるワンストップ型交流拠点。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、言語などに関わらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、全ての人々が安全に安心して、容易かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のこと。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童を始め保護や支援を要する児童等への適切な支援を協議するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成され、児童福祉法に基づき設置された機関。

ら行

ラーケーションの日

「ラーケーション」とは、「ラーニング」（学び）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語。児童生徒が保護者等とともに、平日に校外で学びや体験の活動を行うことができる制度。制度を利用する場合は、事前に学校へ届け出を行い、その日は欠席の扱いとならない。

ライフサポーター

学校に行きづらくひきこもりがちな児童生徒の家庭や別室登校をしている児童生徒の学校で、悩みや不安の解消に向けて児童生徒を支援する臨床心理学を学んでいる大学院生。

ライフデザイン

結婚、出産、子育て、仕事を含め、自身が「将来、どんな人生を送りたいか」について、自分の価値観に基づいて、理想の生き方を描くこと。

リカレント教育

学校教育から離れた後も、生涯にわたって学び続け、就労と学習のサイクルを繰り返していくこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

アルファベット

AYA世代

Adolescent and Young Adult の略で、思春期、若年成人期の世代（15歳から40歳未満）。就学、就労、妊娠等の多様なニーズに応じた医療が必要となる。

DV（ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violence の略で、配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や恋人など、親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

デートDVは恋人間で起こる暴力のことをいう。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

Digital Transformation の略称。県民、事業者、行政等が、データやデジタル技術を活用することを前提に、組織のあり方、業務プロセス、文化・風土を変革し、地域の魅力を創造すること。

ICTリテラシー

インターネット等の情報通信やパソコン等の情報通信機器を利用して、情報やデータを活用するための能力・知識のこと。インターネット上での情報収集・発信能力やマナー、機器やソフトの活用能力、各種情報の分析・整理能力等のこと。

Uターン

Uターン・Iターン・Jターンの総称。

Uターン：進学や就職で都会などへ移住した地方出身者が再び出身地に移住すること。

Iターン：出身地とは別の地方へ移住すること。

Jターン：地方で生まれ育った人が都会などで働いた後、出身地とは別の地方に移住すること。

2 徳島県こども計画 策定経過

年 月 日	内 容
令和6年 4月 1日	とくしまこども未来会議設置
5月20日	第1回とくしまこども未来会議 ・知事より、とくしまこども未来会議に諮問 ・「徳島県こども計画」の策定に向けて
7月 2日	第1回計画策定検討部会1、第1回計画策定検討部会2 ・「徳島県こども計画」骨子案及び施策体系表について
8月 5日	第1回政策戦略部会 ・「徳島県こども計画」(素案)について ・現在検討を進めている事業案について
8月 8日	第2回計画策定検討部会1 ・「徳島県こども計画」(素案)について
8月 9日	第2回計画策定検討部会2 ・「徳島県こども計画」(素案)について
10月30日	第2回とくしまこども未来会議 ・「徳島県こども計画」(素案)について
令和6年11月29日 ～令和7年 1月 5日	「徳島県こども計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施
令和7年 1月23日	第3回とくしまこども未来会議 ・「徳島県こども計画」(答申案)について
1月28日	「徳島県こども計画」の答申
3月11日	「徳島県こども計画」の策定

3 とくしま子ども未来会議 委員名簿

徳島県子ども計画の策定にあたって、30名の委員の皆様は、計8回にわたって御審議いただきました。

R6.12.27現在

分野	団体名等	役職名等	氏名
こどもに関する事業の関係者	放課後児童クラブ#スタトレ	代表	阿部 一樹
	徳島県青年国際交流機構		雨宮 紀子
	徳島県産婦人科医会	会長	苛原 稔
	徳島県社会福祉士会	理事	漆原 文子
	徳島県保育事業連合会	副会長	小川 和子
	渭東第一学童保育所	放課後児童支援員	小川 千代美
	徳島県民生委員児童委員協議会	会長	鏡 和博
	徳島弁護士会	弁護士	上地 大三郎
	NPO法人チルドリン	代表理事	蒲生 美智代
	一般社団法人うみのこてらす	代表理事	川邊 笑
	認定NPO法人徳島こども食堂ネットワーク	理事長	佐伯 雅子
	徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会	会長	下久保 聡彦
	NPO法人徳島の子育てに伴走する会マチノワ	理事長	白桃 さと美
	みよしこども食堂ネットワーク	代表	住吉 千恵美
	徳島県小児科医会	会長	田口 義行
	徳島県医師会	副会長	田山 正伸
	徳島県里親会	会長	西森 律身
	徳島県母子寡婦福祉連合会	会長	藤森 敬子
	徳島県助産師会	会長	森脇 智秋
	徳島県児童養護施設協議会	会長	八木 宏明
NPO法人べんざいてんのお家	代表理事	吉本 真菜実	
学識経験者	徳島大学キャンパスライフ健康支援センター	教授	井崎 ゆみ子
	徳島文理大学	教授	江口 久美子
	鳴門教育大学	准教授	木村 直子
	徳島大学	名誉教授	二宮 恒夫
	四国大学短期大学部	准教授	姫田 知子
	徳島文理大学	教授	村崎 文彦
行政	徳島労働局雇用環境・均等室	室長	後藤 正
公募	公募委員	大学生	林 優良
	公募委員	大学生	村崎 弘汰

あなたの^{なや}悩みや^{こま}困りごとを
はな
話してみませんか

 ^{とも}友だち、^{べんきょう}勉強、^{かぞく}家族のことなど

 子ども何でもダイヤル 088-635-0303

午後1時から午後6時まで

 いじめやその^た他の^{なや}悩みについて

 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

24時間・365日対応

 いじめや^{ぎゃくたい}虐待など、^{じんけんもんだい}こどもの人権問題について

 こどもの人権110番 0120-007-110

平日:午前8時30分から午後5時15分

 ^{おやかんけい}親子関係や^{こそだ}子育てのことなど

 児童相談所 相談専用ダイヤル 0120-189-783

平日:午前8時30分から午後5時15分

 親子のための相談LINE

平日:午後1時から午後8時まで



お問い合わせ先

^{とくしまけん}徳島県^{みらいぶ}子ども未来部 ^{みらいせいさくか}子ども未来政策課
〒770-8570 徳島市万代町 1-1
TEL.088-621-2812 FAX.088-621-2843